

第3回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成15年11月26日(水) 午後2時00分から

会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1)協議事項

協議総文第 3号	納税関係事業について	(資料 1)
協議総文第 4号	消防防災関係事業について	(資料 2)
協議総文第 5号	市(町)立学校の通学区域について	(資料 3)
協議総文第 6号	文化振興事業について	(資料 4)
協議総文第 7号	コミュニティ施策について	(資料 5)
協議総文第 8号	その他事業について	(資料 6)

(2)提案事項

協議総文第 9号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	(資料 7)
協議総文第 10号	地方税の取扱いについて	(資料 8)
協議総文第 11号	町名・字名の取扱いについて	(資料 9)
協議総文第 12号	消防団の取扱いについて	(資料 10)
協議総文第 13号	姉妹都市、国際交流事業について	(資料 11)
協議総文第 14号	交通関係事業について	(資料 12)
協議総文第 15号	学校教育事業について(その1)	(資料 13)
協議総文第 16号	社会教育事業について	(資料 14)
協議総文第 17号	使用料、手数料等の取扱いについて	(資料 15)
協議総文第 18号	補助金、交付金等の取扱いについて	(資料 16)

3 その他

総務文教小委員会の日程について	(資料 17)
-----------------	---------

4 閉 会

納税関係事業について（協定項目第23 - 5号）

納税関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	納税関係事業
調整方針	(1) 尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。 (2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。 (3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。 (4) 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、将来的には廃止の方向で検討するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

消防防災関係事業について（協定項目第23 - 6号）

消防防災関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	消防防災関係事業
調整方針	(1)消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。 (2)少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合するものとする。 (3)地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。 (4)防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

市(町)立学校の通学区域について(協定項目第23-24号)

市(町)立学校の通学区域に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。

協定項目	市(町)立学校の通学区域
調整方針	当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

文化振興事業について（協定項目第23 - 26号）

文化振興事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	文化振興事業
調整方針	(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合するものとする。 (2) 美術展については、合併時に統合するものとする。 (3) 文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合するものとする。 (4) 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

コミュニティ施策について（協定項目第23 - 27号）

コミュニティ施策に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	コミュニティ施策
調整方針	(1) 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。 (2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

その他事業について（協定項目第23 - 29号）

その他事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	その他事業
調整方針	(1) 総合計画については新市発足後、新たに策定するものとする。 (2) 市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については合併後1年以内に調整するものとする。 (3) 指定金融機関、収納代理金融機関等については一宮市の制度を適用するものとする。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。 (4) 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年11月26日
確認	平成 年 月 日

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第7号）

議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（在任特例のみの場合）
調整方針	尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（在任特例及び定数特例の場合）
調整方針	<p>(1) 尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曾川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た8名(尾西市)、4名(木曾川町)を、一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とするものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

地方税の取扱いについて（協定項目第9号）

地方税の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	地方税の取扱い
調整方針	<p>地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。</p> <p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。</p> <p>(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(3) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。</p> <p>(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

町名・字名の取扱いについて（協定項目第18号）

町名・字名の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	町名・字名の取扱い
調整方針	町・字の名称については現行のとおりし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町においては葉栗郡木曾川町を市木曾川町に置き換える。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

消防団の取扱いについて（協定項目第22号）

消防団の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	消防団の取扱い
調整方針	(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。 (2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。 (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。 (4) 消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。 (5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。 (6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

姉妹都市、国際交流事業について（協定項目第23-2号）

姉妹都市、国際交流事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	姉妹都市、国際交流事業
調整方針	<p>(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。</p> <p>(2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。</p> <p>(4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。</p> <p>(5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図るものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

交通関係事業について（協定項目第23 - 7号）

交通関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	交通関係事業
調整方針	(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。 (2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。 (3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。 (4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。 (5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

学校教育事業について（その1）（協定項目第23 - 25号）

学校教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	学校教育事業
調整方針	<p>(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。</p> <p>(2) 日本体育・学校健康センター災害共済については、一宮市の制度に合わせるものとする。</p> <p>(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。</p> <p>(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

社会教育事業について（協定項目第23 - 28号）

社会教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	社会教育事業
調整方針	<p>社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。</p> <p>(1)生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>(2)結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(3)体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

総務文教小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
4	12月19日(金)午後3時	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階 第1会議室
5	1月23日(金)午後3時	同 上
6	2月25日(水)午後2時	同 上

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第9号 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

(在任特例のみ)

総務文教部会 議会分科会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い																				
調整方針(案)	尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。																				
項目	参 考 資 料																				
議会議員の定数 及び任期等	<p>【 議会議員の定数 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">一宮市</th> <th style="width: 20%;">尾西市</th> <th style="width: 20%;">木曽川町</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>38名</td> <td>30名</td> <td>26名</td> <td>94名</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>36名 (平成11年4月選挙より)</td> <td>26名 (平成15年1月1日以降の 一般選挙から22人)</td> <td>20名 (平成11年4月選挙より)</td> <td>82名</td> </tr> <tr> <td>現 員</td> <td>36名</td> <td>25名</td> <td>20名</td> <td>81名</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一宮市	尾西市	木曽川町	計	法定定数	38名	30名	26名	94名	条例定数	36名 (平成11年4月選挙より)	26名 (平成15年1月1日以降の 一般選挙から22人)	20名 (平成11年4月選挙より)	82名	現 員	36名	25名	20名	81名
	区 分	一宮市	尾西市	木曽川町	計																
	法定定数	38名	30名	26名	94名																
	条例定数	36名 (平成11年4月選挙より)	26名 (平成15年1月1日以降の 一般選挙から22人)	20名 (平成11年4月選挙より)	82名																
	現 員	36名	25名	20名	81名																
<p>【 議会議員の任期 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">団 体 名</th> <th style="width: 70%;">任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 宮 市</td> <td>平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日</td> </tr> <tr> <td>尾 西 市</td> <td>平成16年1月1日 ~ 平成19年12月31日 <small>*平成15年12月の一般選挙後の任期</small></td> </tr> <tr> <td>木 曽 川 町</td> <td>平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日</td> </tr> </tbody> </table>	団 体 名	任 期	一 宮 市	平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日	尾 西 市	平成16年1月1日 ~ 平成19年12月31日 <small>*平成15年12月の一般選挙後の任期</small>	木 曽 川 町	平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日													
団 体 名	任 期																				
一 宮 市	平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日																				
尾 西 市	平成16年1月1日 ~ 平成19年12月31日 <small>*平成15年12月の一般選挙後の任期</small>																				
木 曽 川 町	平成15年5月1日 ~ 平成19年 4月30日																				
<p>【 人口動向 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">一宮市</th> <th style="width: 20%;">尾西市</th> <th style="width: 20%;">木曽川町</th> <th style="width: 10%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12国勢調査</td> <td>273,711</td> <td>57,956</td> <td>31,059</td> <td>362,726</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一宮市	尾西市	木曽川町	合 計	H12国勢調査	273,711	57,956	31,059	362,726											
区 分	一宮市	尾西市	木曽川町	合 計																	
H12国勢調査	273,711	57,956	31,059	362,726																	
<p>議員の定数は地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定することとなり、合併が行われた場合は基本的にこの原則に基づき新市の議会議員の定数が算定される。</p>																					

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 議会分科会

項 目	参 考 資 料
<p>議会議員の定数 及び任期等</p>	<p>1. 議員の任期の現状</p> <p>尾西市議選(定数が22名に減) H.16.1.1</p> <p>合併期日 H.17.3</p> <p>一宮市の議員任期 H.19.4.30</p> <p>尾西市の議員任期 19.12.31</p> <p>(木曽川町の議員任期 H.19.4.30)</p> <p>2. 合併後の議員定数の特例</p> <p>一宮市の残任期間</p> <p>合併前の関係市町村の議員が全員在任</p> <p>一宮市36人 + 尾西市22人 + 木曽川町20人 = 78人</p> <p>自治法第91条 による定数 (46人以内)</p> <p>合併時 (選挙なし)</p> <p>最初の一般選挙 (H.19.4)</p> <p>2回目の一般選挙 (H.23.4)</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 議会分科会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調整方針
	静岡市(新設)	H15.4.1	両市の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
	山県市(新設)	H15.4.1	(1)議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。 (2)新市の議会の議員の定数は22人とする。 (3)選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。
	廿日市市(編入)	H15.3.1	佐伯町及び吉和村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き廿日市市の議会の議員として在任するものとする。
	新居浜市(編入)	H15.4.1	(1)別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。 (2)両市町村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
	新発田市(編入)	H15.7.7	豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
	田原市(編入)	H15.7.7	合併時の赤羽根町の議会議員は6名とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、田原町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き田原町の議会の議員として在任するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 議会分科会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
項目	参 考 法 令
地方自治法(抄)	<p>第91条 [市町村議会の議員の定数] 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</p> <p>八 人口20万以上30万未満の市 38人</p> <p>九 人口30万以上50万未満の市 46人</p> <p>第93条 [任期] 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>第254条 [人口の定義] この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p>
市町村の合併の特例に関する法律(抄)	<p>第7条 [議会の議員の在任に関する特例]</p> <p>市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

(在任特例及び定数特例)

総務文教部会 議会分科会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い																																										
調整方針(案)	<p>(1)尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>(2)合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曾川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た8名(尾西市)、4名(木曾川町)を一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とするものとする。</p>																																										
項目	参 考 資 料																																										
議会議員の定数 及び任期等	<p>【 議会議員の定数 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">一宮市</th> <th style="text-align: center;">尾西市</th> <th style="text-align: center;">木曾川町</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法定定数</td> <td style="text-align: center;">38名</td> <td style="text-align: center;">30名</td> <td style="text-align: center;">26名</td> <td style="text-align: center;">94名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">条例定数</td> <td style="text-align: center;">36名 (平成11年4月選挙より)</td> <td style="text-align: center;">26名 (平成15年1月1日以降 の一般選挙から22人)</td> <td style="text-align: center;">20名 (平成11年4月選挙より)</td> <td style="text-align: center;">82名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 員</td> <td style="text-align: center;">36名</td> <td style="text-align: center;">25名</td> <td style="text-align: center;">20名</td> <td style="text-align: center;">81名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【 議会議員の任期 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団 体 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 宮 市</td> <td style="text-align: center;">平成15年5月1日</td> <td style="text-align: center;">平成19年 4月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾 西 市</td> <td style="text-align: center;">平成16年1月1日</td> <td style="text-align: center;">平成19年12月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木 曾 川 町</td> <td style="text-align: center;">平成15年5月1日</td> <td style="text-align: center;">平成19年 4月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">*平成15年12月の一般選挙後の任期</p> <p>【 人口動向 】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">一宮市</th> <th style="text-align: center;">尾西市</th> <th style="text-align: center;">木曾川町</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H12国勢調査</td> <td style="text-align: center;">273,711</td> <td style="text-align: center;">57,956</td> <td style="text-align: center;">31,059</td> <td style="text-align: center;">362,726</td> </tr> </tbody> </table> <p>議員の定数は地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定することとなり、合併が行われた場合は基本的にこの原則に基づき新市の議会議員の定数が算定される。</p>	区 分	一宮市	尾西市	木曾川町	計	法定定数	38名	30名	26名	94名	条例定数	36名 (平成11年4月選挙より)	26名 (平成15年1月1日以降 の一般選挙から22人)	20名 (平成11年4月選挙より)	82名	現 員	36名	25名	20名	81名	団 体 名	任 期		一 宮 市	平成15年5月1日	平成19年 4月30日	尾 西 市	平成16年1月1日	平成19年12月31日	木 曾 川 町	平成15年5月1日	平成19年 4月30日	区 分	一宮市	尾西市	木曾川町	合 計	H12国勢調査	273,711	57,956	31,059	362,726
区 分	一宮市	尾西市	木曾川町	計																																							
法定定数	38名	30名	26名	94名																																							
条例定数	36名 (平成11年4月選挙より)	26名 (平成15年1月1日以降 の一般選挙から22人)	20名 (平成11年4月選挙より)	82名																																							
現 員	36名	25名	20名	81名																																							
団 体 名	任 期																																										
一 宮 市	平成15年5月1日	平成19年 4月30日																																									
尾 西 市	平成16年1月1日	平成19年12月31日																																									
木 曾 川 町	平成15年5月1日	平成19年 4月30日																																									
区 分	一宮市	尾西市	木曾川町	合 計																																							
H12国勢調査	273,711	57,956	31,059	362,726																																							

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 議会分科会

項目	参 考 資 料
<p>議会議員の定数 及び任期等</p>	<p>1. 議員の任期の現状</p> <p>尾西市議選(定数が22名に減) H.16.1.1</p> <p>合併期日 H.17.3</p> <p>一宮市・尾西市・木曽川町の議員任期 H.19.4.30</p> <p>尾西市の議員任期 19.12.31</p> <p>(木曽川町の議員任期 H.19.4.30)</p> <p>2. 合併後の議員定数の特例</p> <p>一宮市の残任期間</p> <p>合併前の関係市町村の議員が全員在任</p> <p>一宮市36人 + 尾西市22人 + 木曽川町20人 = 78人</p> <p>任期 4年</p> <p>編入合併特例定数 48人 * 選挙区を設ける。</p> <p>一宮市36人 + 尾西市8人 + 木曽川町4人 = 48人</p> <p>自治法第91条による定数 (46人以内)</p> <p>合併時 (選挙なし)</p> <p>最初の一般選挙 (H.19.4)</p> <p>2回目の一般選挙 (H.23.4)</p> <p>* 増加定数 = 編入する市町村の旧定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)</p> <p>尾西市の増加定数 36人(一宮市の旧定数) × (57,956人(尾西市人口) ÷ 273,711人(一宮市人口)) = 8人</p> <p>木曽川町の増加定数 36人 × (31,059人(木曽川町人口) ÷ 273,711人) = 4人</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 議会分科会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
項目	参 考 法 令
地方自治法(抄)	<p>第91条 [市町村議会の議員の定数] 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</p> <p>八 人口20万以上30万未満の市 38人</p> <p>九 人口30万以上50万未満の市 46人</p> <p>第93条 [任期] 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>第254条 [人口の定義] この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p>
公職選挙法(抄)	<p>第15条[地方公共団体の議会の議員の選挙区] 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。</p> <p>第18条[開票区] 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき又は第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。</p>
市町村の合併の特例に関する法律(抄)	<p>第6条 [議会の議員の定数に関する特例]</p> <p>2 <u>他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法 第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上2人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。</u></p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	参 考 法 令
<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</p>	<p>3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p> <p>5 <u>他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。</u></p> <p>6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）」とあるのは、「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項（編入合併の際の議会の議員の選挙区）」とする。</p> <p>第7条 [議会の議員の在任に関する特例]</p> <p>市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) <u>他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間</u></p> <p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p>

(参 考)

特例措置による議会議員報酬額

1) 議会議員報酬(1カ月当たり) (平成15年度当初予算ベース) (単位:円)

	一宮市	尾西市	木曾川町	計
議長	626,000	514,000	370,000	1,510,000
副議長	574,000	477,000	296,000	1,347,000
議員	18,122,000	8,900,000	4,860,000	31,882,000
議員報酬1人当り	533,000	445,000	270,000	
議員条例定数	36	22	20	78
合 計	19,322,000	9,891,000	5,526,000	34,739,000

2) 議員報酬の比較

在任(年額)

(単位:千円)

		15年度(予算)	自治法91条の 原則定数での 場合	17年度~ 18年度	差引		19年度	差引		20年度~	差引		計(10年間での差引総額)	
					15年度予算 との差引	原則定数 との差引		15年度予算との 差引	原則定数 との差引		15年度予算との 差引	原則定数 との差引	15年度予算との 差引	原則定数 との差引
					合 一 宮 市 の 場 合 に お け る	議長		18,120	7,512		7,512	10,608	0	7,512
	副議長	16,164	6,888	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	92,760	0
	議員	382,584	281,424	486,096	103,512	204,672	298,480	84,104	17,056	281,424	101,160	0	585,200	426,400
	計	416,868	295,824	500,496	83,628	204,672	312,880	103,988	17,056	295,824	121,044	0	784,040	426,400
し た た ま に 1 9 年 度 議 員 報 酬 を 維 持 す る	議長	18,120	7,512	7,512	10,608	0	7,512	10,608	0	7,512	10,608	0	106,080	0
	副議長	16,164	6,888	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	92,760	0
	議員	382,584	281,424	399,744	17,160	118,320	291,284	91,300	9,860	281,424	101,160	0	765,100	246,500
	計	416,868	295,824	414,144	2,724	118,320	305,684	111,184	9,860	295,824	121,044	0	963,940	246,500

* 19年4月選挙後は、すべて一宮市の報酬とする。

在任 + 定数 (年額)

(単位:千円)

		15年度(予算)	自治法91条の 原則定数での 場合	17年度～ 18年度	差引		19年度	差引		20年度～ 22年度	差引	
					15年度予算 との差引	原則定数 との差引		15年度予算との 差引	原則定数 との差引		15年度予算との 差引	原則定数 との差引
					一宮市の 報酬に 合わせた 場合	議長		18,120	7,512		7,512	10,608
	副議長	16,164	6,888	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0
	議員	382,584	281,424	486,096	103,512	204,672	310,206	72,378	28,782	294,216	88,368	12,792
	計	416,868	295,824	500,496	83,628	204,672	324,606	92,262	28,782	308,616	108,252	12,792
11 19年 4月 まで 2市 を 維持 した 場合	議長	18,120	7,512	7,512	10,608	0	7,512	10,608	0	7,512	10,608	0
	副議長	16,164	6,888	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	6,888	9,276	0
	議員	382,584	281,424	399,744	17,160	118,320	303,010	79,574	21,586	294,216	88,368	12,792
	計	416,868	295,824	414,144	2,724	118,320	317,410	99,458	21,586	308,616	108,252	12,792

* 19年4月選挙後は、すべて一宮市の報酬とする。

23年度	差引		24年度～	差引		計(10年間での差引総額)	
	15年度予算との 差引	原則定数 との差引		15年度予算との 差引	原則定数 との差引	15年度予算との 差引	原則定数 との差引
7,512	10,608	0	7,512	10,608	0	106,080	0
6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	92,760	0
282,490	100,094	1,066	281,424	101,160	0	534,032	477,568
296,890	119,978	1,066	295,824	121,044	0	732,872	477,568
7,512	10,608	0	7,512	10,608	0	106,080	0
6,888	9,276	0	6,888	9,276	0	92,760	0
282,490	100,094	1,066	281,424	101,160	0	713,932	297,668
296,890	119,978	1,066	295,824	121,044	0	912,772	297,668

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第10号 9 地方税の取扱い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	地方税の取扱い			
調整方針(案)	地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。 (1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。 (2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。 (3) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。 (4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1. 個人市(町)民税	1 税率 (1)均等割 2,500円/年(標準税率) (2)所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	1 税率 (1)均等割 2,500円/年(標準税率) (2)所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	1 税率 (1)均等割 2,000円/年(標準税率) (2)所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	木曽川町において、均等割については合併後5年間は2,000円/年の不均一課税とする。 所得割については、2市1町同じのため現行のとおりとする。
	2 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 6月から翌年5月の期間、徴収した月の翌月10日まで、特別徴収義務者から市町村へ納入	2 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 6月から翌年5月の期間、徴収した月の翌月10日まで、特別徴収義務者から市町村へ納入	2 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 6月から翌年5月の期間、徴収した月の翌月10日まで、特別徴収義務者から市町村へ納入	2市1町同じのため現行のとおりとする。
	3 主な減免規定 (1)生活保護法の規定により扶助を受ける者 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額 (2)勤労学生 (減免額) 税額の100%相当額 (3)当該年度の賦課期日後に死亡した者	3 主な減免規定 (1)生活保護法の規定により扶助を受ける者 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額 (2)勤労学生 (減免額) 所得割額を課されない勤労学生は均等割額の全部 (3)当該年度の賦課期日後に死亡した者	3 主な減免規定 (1)生活保護法の適用により扶助を受ける者 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額	(5)、(6)については、合併時に廃止するものとする。 その他については一宮市の制度に合わせるものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
	<p>のうち、前年中の総所得金額が非課税基準額(125万円)に2を乗じた額(その者が控除対象者または扶養親族を有する場合には、50万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じた金額を加算した額)以下の者(減免額) 死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額</p> <p>(4)天災その他特別な事情がある者死亡した者(減免額) 死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全額</p> <p>障害者となった者(減免率) 税額の90/100</p> <p>その者(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅(貸家は除く。)又は家財につき震災等により受けた損害額(保険金等で補填されるべき額を除く。)がその住宅又は家財の価額の10分の3以上10分の5未満である者</p> <p>ア 前年中の所得金額が500万円以下(減免率) 税額の50/100</p> <p>イ 500万円超750万円以下(減免率) 税額の25/100</p> <p>ウ 750万円超1,000万円以下(減免率) 税額の12.5/100</p> <p>損害額が10分の5以上の者</p> <p>ア 前年中の所得金額が500万円以下(減免率) 税額の全額</p> <p>イ 500万円超750万円以下(減免率) 税額の50/100</p> <p>ウ 750万円超1,000万円以下(減免率) 税額の25/100</p> <p>減免の期間 災害等の発生から1年間</p>	<p>のうち、前年中の総所得金額が300万円以下の者(減免額) 死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額</p> <p>(4)災害及び火災により被害を受けた者死亡した者(減免額) 災害等発生以後到来する納期限に係る税額の全部</p> <p>障害者となった者(減免率) 税額の90/100</p> <p>自己が居住する住宅(家財を含む。)につき災害等により受けた損害の金額(保険金等で補填されるべき額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である者</p> <p>ア 前年中の所得金額が500万円以下(減免率) 税額の50/100</p> <p>イ 500万円超750万円以下(減免率) 税額の25/100</p> <p>ウ 750万円超1,000万円以下(減免率) 税額の12.5/100</p> <p>損害額が10分の5以上の者</p> <p>ア 前年中の所得金額が500万円以下(減免率) 税額の全額</p> <p>イ 500万円超750万円以下(減免率) 税額の50/100</p> <p>ウ 750万円超1,000万円以下(減免率) 税額の25/100</p> <p>減免の期間 災害等の発生から当該年度内</p>		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>納期前納付の場合、還付あり</p> <p>(5) 障害者、未成年者、老年者、寡婦または寡夫である者で、前年の合計所得金額が個人住民税の非課税の範囲(125万円以下)に規定する額に20万円を加算した額以下の者。 (125万円超145万円以下) (減免額) 所得割の50%相当額</p> <p>(6) 障害者、老年者、疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の合計所得金額が個人住民税の非課税の範囲に20万円を加算した額以下の者。 (減免額) 所得割の30%相当額</p>	<p>納期前納付の場合、還付なし</p>		
2. 法人市(町)民税	<p>1 税 率</p> <p>(1) 均等割 (標準税率)</p> <p>法人区分 均等割額</p> <p>1号法人 300万円</p> <p>2号法人 175万円</p> <p>3号法人 41万円</p> <p>4号法人 40万円</p> <p>5号法人 16万円</p> <p>6号法人 15万円</p> <p>7号法人 13万円</p> <p>8号法人 12万円</p> <p>9号法人 5万円</p>	<p>1 税 率</p> <p>(1) 均等割 (標準税率)</p> <p style="text-align: center;">一宮市と同じ</p>	<p>1 税 率</p> <p>(1) 均等割 (標準税率)</p> <p style="text-align: center;">一宮市と同じ</p>	<p>均等割については、2市1町同じのため現行のとおりとする。</p> <p>法人税割については標準税率とし、尾西市の超過税率は合併時に廃止する。</p>
	<p>(2) 法人税割</p> <p>12.3% (標準税率)</p>	<p>(2) 法人税割</p> <p>12.3% (標準税率)</p> <p>ただし資本金等の額が1億円を超える法人及び相互会社または、資本金等の金額が1億円以下で法人税額が年400万円を超える法人については超過税率14.7%を適用</p>	<p>(2) 法人税割</p> <p>12.3% (標準税率)</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>2 主な減免規定</p> <p>(1)対 象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税法第2条第5号の公共法人 ・ 同法第2条第6号の公益法人 ・ 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・ 法人でない社団又は財団で代表者または管理人の定めがあるもの ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 <p>(2)減免額</p> <p>均等割額の全部</p>	<p>2 主な減免規定</p> <p>(1)対 象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法第34条の法人 ・ 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 <p>(2)減免額</p> <p>均等割額の全部</p>	<p>2 主な減免規定</p> <p>(1)対 象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法第34条の法人 ・ 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 <p>(2)減免額</p> <p>均等割額の全部</p>	一宮市の制度に合わせる。
	<p>1 税 率</p> <p>1.4% (標準税率)</p>	<p>1 税 率</p> <p>1.4% (標準税率)</p>	<p>1 税 率</p> <p>1.4% (標準税率)</p>	2市1町同じのため現行のとおりとする。
	<p>2 納 期</p> <p>第1期 4月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から同月27日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p>	<p>2 納 期</p> <p>第1期 4月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p>	<p>2 納 期</p> <p>第1期 4月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p>	一宮市の制度に合わせる。
3 . 固定資産税	<p>3 主な減免規定</p> <p>(1)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額</p> <p>(2)災害等により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>土地</p> <p>ア 被害面積が当該土地の8割以上 (減免率) 100分の100</p> <p>イ 被害面積が6割以上8割未満 (減免率) 100分の80</p> <p>ウ 被害面積が4割以上6割未満 (減免率) 100分の60</p> <p>エ 被害面積が2割以上4割未満 (減免率) 100分の40</p>	<p>3 主な減免規定</p> <p>(1)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額</p> <p>(2)災害等により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>土地</p> <p>ア 被害面積が当該土地の8割以上 (減免率) 100分の100</p> <p>イ 被害面積が6割以上8割未満 (減免率) 100分の80</p> <p>ウ 被害面積が4割以上6割未満 (減免率) 100分の60</p> <p>エ 被害面積が2割以上4割未満 (減免率) 100分の40</p>	<p>3 主な減免規定</p> <p>(1)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (減免額) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全額</p> <p>(2)災害等により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>土地、家屋(償却資産は除く)</p> <p>ア 損害割合が8割以上 (減免率) 100分の100</p> <p>イ 損害割合が6割以上8割未満 (減免率) 100分の80</p> <p>ウ 損害割合が4割以上6割未満 (減免率) 100分の60</p> <p>エ 損害割合が2割以上4割未満 (減免率) 100分の40</p>	一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>家屋</p> <p>ア 震災等により家屋としての原形を有しない場合又は復旧不能の場合 (減免率) 100分の100</p> <p>イ 主要構造部分が著しく損傷し大規模な修理を必要とし、損害額が家屋の価格の6割以上に相当する場合 (減免率) 100分の80</p> <p>ウ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用に供することができない場合で、損害額が家屋の価格の4割以上6割未満に相当する場合 (減免率) 100分の60</p> <p>エ 下壁又は畳等に損傷を受け、居住又は使用に供することが困難であり、修理又は取替えを必要とする場合で、損害額が家屋の価格の2割以上4割未満に相当する場合 (減免率) 100分の40</p> <p>償却資産 家屋に準ずる。 減免の期間 災害発生から当該年度内、ただし1/1～3/31までに災害が発生した場合は翌年度分も対象 納期前納付の場合、還付あり</p>	<p>家屋</p> <p>ア 震災等により家屋としての原形を有しない場合又は復旧不能の場合 (減免率) 100分の100</p> <p>イ 主要構造部分が著しく損傷し大規模な修理を必要とし、損害額が家屋の価格の6割以上に相当する場合 (減免率) 100分の80</p> <p>ウ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用に供することができない場合で、損害額が家屋の価格の4割以上6割未満に相当する場合 (減免率) 100分の60</p> <p>エ 下壁又は畳等に損傷を受け、居住又は使用に供することが困難であり、修理又は取替えを必要とする場合で、損害額が家屋の価格の2割以上4割未満に相当する場合 (減免率) 100分の40</p> <p>償却資産 家屋に準ずる。 減免の期間 災害発生から当該年度内 納期前納付の場合、還付なし</p>	<p>減免の期間 災害発生から2以内の納期にかかる 納付額 納期前納付の場合、還付なし</p>	
	<p>4 減額措置 新築住宅の3年間減額 ～ 固定資産税額の1/2 (居住用部分120㎡まで) (3階以上の中高層住宅の場合は5年間)</p>	<p>4 減額措置 新築住宅の3年間減額 ～ 固定資産税額の1/2 (居住用部分120㎡まで) (3階以上の中高層住宅の場合は5年間)</p>	<p>4 減額措置 新築住宅の3年間減額 ～ 固定資産税額の1/2 (居住用部分120㎡まで) (3階以上の中高層住宅の場合は5年間)</p>	<p>2市1町同じのため現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
			5 市街化区域農地の課税 現行は、一般の市街化区域農地の扱いで、宅地並み評価・農地に準じた課税	合併特例法第10条第3項を適用し、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。 (ただし、保全すべき農地については生産緑地指定を行う。) * P.9 参考資料参照
4. 都市計画税	1 税 率 0.3%	1 税 率 0.3%	1 税 率 0.3%	2市1町同じのため現行のとおりとする。
	2 納 期 固定資産税に同じ	2 納 期 固定資産税に同じ	2 納 期 固定資産税に同じ	一宮市の制度に合わせる。
	3 減免規定 固定資産税に同じ	3 減免規定 固定資産税に同じ	3 減免規定 固定資産税に同じ	一宮市の制度に合わせる。
	4 減額措置 固定資産税に同じ	4 減額措置 なし	4 減額措置 なし	一宮市の制度に合わせる。
5. 特別土地保有税	1 税 率 保有分 1.4% 取得分 3.0%	1 税 率 保有分 1.4% 取得分 3.0%	1 税 率 保有分 1.4% 取得分 3.0%	2市1町同じのため現行のとおりとする。
	2 14年度現在の状況 納税義務者 11名(25件) 猶予中地積 144,360㎡ 猶予中税額 200,826,400円 (減免規定なし) * 平成15年度より地方税法改正に伴い 当分の間、新たな課税は行わない。	2 14年度現在の状況 納税義務者 1名(2件) 猶予中地積 36,126.07㎡ 猶予中税額 24,974,300円 (減免規定なし) * 平成15年度より地方税法改正に伴い 当分の間、新たな課税は行わない。	2 14年度現在の状況 該当なし (減免規定なし) * 平成15年度より地方税法改正に伴い 当分の間、新たな課税は行わない。	

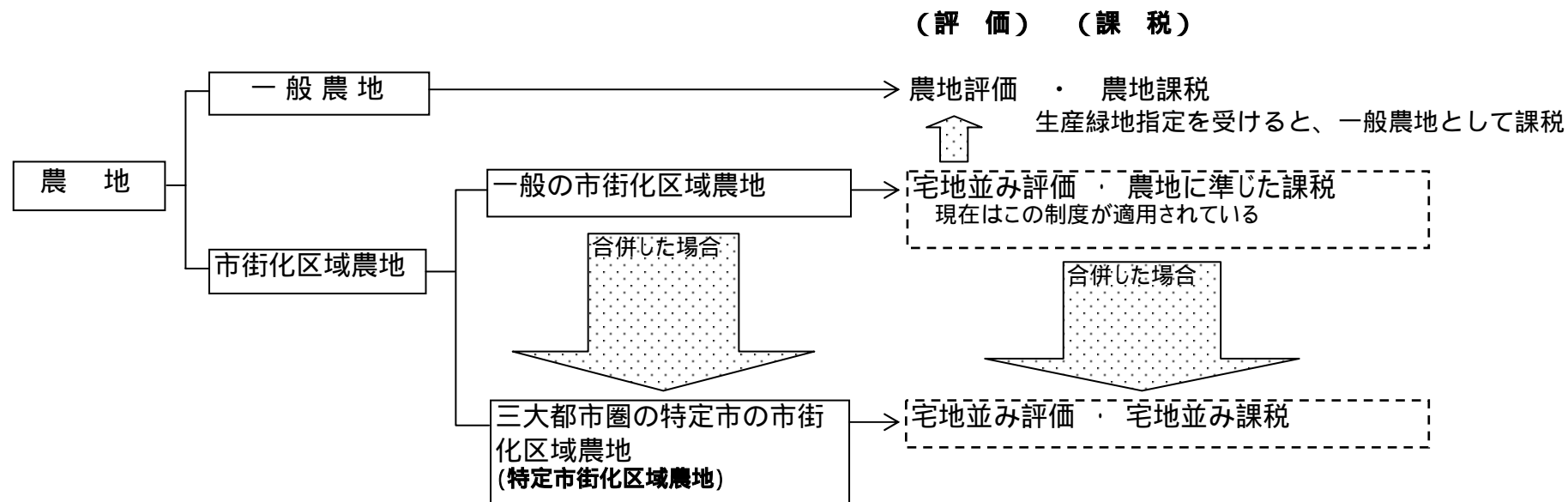
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7．市町たばこ税	1 税 率 千本につき2,977円 (旧3級品については1,412円)	1 税 率 千本につき2,977円 (旧3級品については1,412円)	1 税 率 千本につき2,977円 (旧3級品については1,412円)	2市1町同じのため現行のとおりとする。
	2 納 期 当月の販売分につき、翌月末日まで。	2 納 期 当月の販売分につき、翌月末日まで。	2 納 期 当月の販売分につき、翌月末日まで。	
8．入湯税	1 税 率 入湯客1人1日につき150円(標準税率) 2 課税免除 ・12歳未満の者 ・共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者	該当なし	該当なし	一宮市の制度を新市に引き継ぐものとする。
9．事業所税				<p>*人口30万人以上で政令で指定する市が課税団体となるが、合併関係市町村のいずれも事業所税の課税団体でない場合、合併により人口が30万人以上となるときは、合併特例法において合併が行われた日から5年間は事業所税の課税団体としての政令指定はされない。</p> <p>*P.10～11 参考資料参照</p>

協議項目	地方税の取扱い
------	---------

参 考 資 料

農地に対する課税の仕組み



* 現在の木曾川町の市街化区域農地は、「一般の市街化区域農地」として「宅地並み評価・農地に準じた課税」が適用されているが、合併後は、「特定市街化区域農地」として「宅地並み評価・宅地並み課税」が適用されることになる。

* 永続的に農業を続けたいという方で一定の要件を満たせば、新たに生産緑地制度の適用を受けることができ、この制度の適用を受けると「一般農地」の評価・課税となる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	地方税の取扱い
------	---------

参 考 資 料

《事業所税について》

事業所税は、道路、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてるために設けられた目的税で、一定規模の事業を行っている事業者等に対して、事業所の床面積や従業員の給与によって課税される。

納める人 (納税義務者)	事業所等(事務所、店舗、工場など)で事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資産割	事業所床面積 1 m ² につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25 / 100	
免 税 点	資産割	事業所床面積1,000m ² 以下	
	従業者割	従業者数100人以下	
納税の方法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付		
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から 2 か月以内	
	個人	翌年の3月15日まで	

1 課税団体(地方税法701条の31第1項)

平成15年4月1日現在、事業所税の課税団体は東京都(特別区の存する区域に限られる)及び以下に掲げる市の合計69団体である。

地方自治法第252条の19第1項の市

札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市
北九州市、福岡市の13市

に掲げる市以外の市で首都圏整備法または近畿圏整備法に規定する既成市街地または既成都市区域を有する市

武蔵野市、三鷹市、川口市、守口市、東大阪市、堺市、尼崎市、西宮市、芦屋市の9市

及び に掲げる市以外の市で人口30万以上の市のうち政令で指定するもの

旭川市、秋田市、静岡市、豊橋市、岡崎市、豊田市など46市

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

参 考 資 料

- 2 納税義務者（地方税法701条の32第1項）
事業所などにおいて事業を行うもの
- 3 課税客体（地方税法701条の32第1項）
事業所などで法人または個人の行う事業
- 4 非課税（地方税法701条の34）
国及び公共法人等に係る事業所など
公益法人等に係る事業所など(収益事業以外の事業に係るものに限る)
農林漁業の生産の用に供する施設、福利厚生施設、教育文化施設など
- 5 課税標準の特例（地方税法701条の41）
協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業に使用する倉庫などは、課税標準の特例により税負担が軽減される。
- 6 事業に係る事業所税額がない場合の申告
次のような場合には、納付すべき事業所税額がない場合でも申告期限までに申告書を提出しなければならない。
 - 1 前事業年度又は前年に税額があったもの
 - 2 事業所床面積が800㎡を超えるもの
 - 3 従業者数が80人を超えるもの

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（地方税に関する特例）

第10条 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号八の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

合併特例法第10条第2項の規定による、事業所税の適用除外人口について

(300,000人÷最も人口の多い市の人口)×合併時の人口 2市1町の場合(12年国調人口による)

*人口：国勢調査人口もしくは合併前の直近の3月31日 300,000人÷273,711人(一宮市)×362,726人(合計人口) = 397,548人

現在の住民基本台帳に基づく人口。

合併後5年以内に397,548人以上となった場合には、特例の適用外となる。(事業所税を課税しなければならない。)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	地方税の取扱い		
先進事例	さいたま市	H13.5.1	<p>調 整 方 針</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人市民税については、現行のとおりとする。 ただし、地方税法の規定により個人市民税均等割は、年額3,000円となる。 法人市民税については、現行のとおりとする。 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。 軽自動車税については、現行のとおりとする。 市たばこ税については、現行のとおりとする。 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、新たに課税対象となる。 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。
	廿日市市	H15.3.1	地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。
	新居浜市	H15.4.1	地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。
	山県市	H15.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。 固定資産税の納期については、美山町の例により調整する。 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整する。
	静岡市	H15.4.1	事業所税については、現行のとおりとする。ただし、清水市域の事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を適用する。
	新発田市	H15.7.7	<p>都市計画税、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。</p> <p>ただし、個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。</p> <p>国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等における固定資産税については、不均一課税とする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	地方税の取扱い								
項目	参 考 法 令								
地方税法(抄)	<p>(市町村民税の納税義務者等) 第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村内に住所を有する個人 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者 市町村内に事務所又は事業所を有する法人 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下本節において「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの <p>(個人の均等割の税率) 第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="483 655 1095 783"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)人口50万以上の市</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)人口5万以上50万未満の市</td> <td>年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は政令で定めるところによって計算したものによる。</p> <p>(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>(法人税割の税率) 第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。</p> <p>(固定資産税の納税義務者等) 第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。</p> <p>(固定資産税の税率) 第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。</p> <p>(固定資産税の納期) 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>	市町村	税 率	(1)人口50万以上の市	年額 3,000円	(2)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円
	市町村	税 率							
(1)人口50万以上の市	年額 3,000円								
(2)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円								
(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円								

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	参 考 法 令
地方税法(抄)	<p>(都市計画税の課税客体等) 第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。</p>
	<p>(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えない。</p>
	<p>(都市計画税の納期) 第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>
	<p>(特別土地保有税の課税の停止) 附則第31条 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第3章第8節(第6款を除く。)の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第3章第8節(第6款を除く。)の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。</p>
	<p>(軽自動車税の納税義務者等) 第442条の2 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。</p> <p>(軽自動車税の標準税率) 第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>1. 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円 ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円</p> <p>2. 軽自動車及び小型特殊自動車 イ 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円 ロ 三輪のもの 年額 3,100円 ハ 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用のもの 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	参 考 法 令
地 方 税 法 (抄)	<p>3. 二輪の小型自動車 年額4,000円</p>
	<p>(軽自動車税の賦課期日及び納期) 第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>
	<p>(たばこ税の納税義務者等) 第465条 <u>たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。</u></p>
	<p>(たばこ税の課税標準) 第467条 たばこ税の課税標準は、第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p>
	<p>(たばこ税の税率) 第468条 たばこ税の税率は、1000本につき2,743円とする。（附則30条の2 当分の間、1,000本につき2,977円とする。）</p>
	<p>(入湯税) 第701条 <u>鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</u></p>
	<p>(入湯税の税率) 第701条の2 湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。</p>
	<p>(事業所税) 第701条の30 <u>指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。</u></p>
	<p>(用語の意義) 第701条の31 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1. 指定都市等 次に掲げる市をいう。 イ 地方自治法第252条の19第1項の市 ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有するもの ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）30万以上のものうち政令で指定するもの 2. 資産割 事業所床面積を課税標準として課する事業所税をいう。 3. 従業者割 従業者給与総額を課税標準として課する事業所税をいう。 4. 事業所床面積 事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。 5. 従業者給与総額</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	参 考 法 令
地方税法(抄)	<p>事務所又は事業所（以下本節において「事業所等」という。）の従業者（役員を含むものとし、政令で定める障害者（次項において「障害者」という。）及び年齢60歳以上の者（役員を除く。）を除く。以下本号及び第701条の43において同じ。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本号及び次項において「給与等」という。）の総額（事業所等の従業者のうち、第313条第4項に規定する事業専従者がある場合には、その者に係る同条第5項に規定する事業専従者控除額を含むものとし、年齢55歳以上60歳未満の者のうち雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの（次項において「雇用改善助成対象者」という。）がある場合には、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>6. 事業所用家屋 家屋（第341条第3号の家屋をいう。以下本節において同じ。）の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいう。</p> <p>7. 事業年度 第72条の13に規定する事業年度をいう。</p> <p>8. 個人に係る課税期間個人の行う事業に対して課する事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 口から二までに掲げる場合以外の場合 その年の1月1日から12月31日まで</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 年の中途において事業を廃止した場合（二の場合を除く。） その年の1月1日から当該廃止の日まで</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 年の中途において事業を開始した場合（二の場合を除く。） 当該開始の日からその年の12月31日まで</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 年の中途において事業を開始し、その年の中途において事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで</p> <p>（事業所税の納税義務者等） 第701条の32 事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。</p> <p>（事業所税の免税点） 第701条の43 指定都市等は、同一の者が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等（次項に規定する事業所等に該当するものを除く。）について、当該各事業所等に係る事業所床面積（第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。）の合計面積が千平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数の合計数が100人以下である場合には従業者割を課することができない。</p>
市町村の合併の特例に関する法律(抄)	<p>（地方税に関する特例） 第10条 <u>合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 (省略)</p> <p style="margin-left: 20px;">3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村(中略)である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、<u>当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が1月1日である場合にあっては、当該日の属する年の前年。以下この項の翌年の1月1日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）の項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であったもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（当該特例対象市街化区域農地が、1月1日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなった場合にあっては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第29条の7第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。</u></p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 1 1 号 1 8 町 名 ・ 字 名 の 取 扱 い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	町名・字名の取扱い							
調整方針(案)	町・字の名称については現行のとおりし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町においては葉栗郡木曾川町を市木曾川町に置き換える。							
項目	現 況						尾 西 市	木 曾 川 町
項目	一 宮 市						尾 西 市	木 曾 川 町
町名・字名の取扱い	赤見	大字大毛	大字佐千原	丹陽町猿海道	中町	東島町	起	大字内割田
	浅井町江森	大浜	大字更屋敷	丹陽町重吉	大字西大海道	東長専町	開明	大字門間
	浅井町大野	大宮	三丹町	丹陽町多加木	西小原町	東出町	籠屋	大字黒田
	浅井町大日比野	奥町	島崎	丹陽町伝法寺	西島町	東両郷町	上祖父江	大字里小牧
	浅井町尾関	小栗町	大字島村	丹陽町外崎	西出町	平島	北今	大字外割田
	浅井町黒岩	音羽	下川田町	丹陽町平島	日光町	深坪町	小信中島	大字玉ノ井
	浅井町河田	小原町	下田町	丹陽町三ツ井	大字丹羽	富士	三条	大字三ツ法寺
	浅井町河端	神山	下沼町	丹陽町森本	野口	藤塚町	玉野	
	浅井町極楽寺	苺安賀	大字春明	千秋町浅野羽根	萩原町朝宮	文京	富田	
	浅井町小日比野	川田町	常願通	千秋町一色	萩原町河田方	平安	西五城	
	浅井町西浅井	観音寺	大字定水寺	千秋町浮野	萩原町串作	平和	西中野	
	浅井町西海戸	観音町	昭和	千秋町小山	萩原町高木	別明町	西萩原	
	浅井町東浅井	神戸町	城崎通	千秋町勝栗	萩原町高松	北丹町	蓮池	
	浅井町前野	北浦町	白旗通	千秋町加納馬場	萩原町滝	本町	東五城	
	大字浅野	大字北小淵	新生	千秋町加茂	萩原町築込	本町通	東加賀野井	
	朝日	北方町北方	末広	千秋町佐野	萩原町戸苺	真清田	明地	
	あずら	北方町曾根	大字杉山	千秋町塩尻	萩原町富田方	松島町	祐久	
	一色町	北方町中島	住吉	千秋町芝原	萩原町中島	松降		
	石山町	北神明町	大字瀬部	千秋町天摩	萩原町西御堂	松降通		
	泉	北園通	せんい	千秋町穂積	萩原町西宮重	松山町		
	大字一宮	貴船	大志	千秋町町屋	萩原町萩原	大字馬見塚		
	乾町	九品町	多加木	長専町	萩原町花井方	水落町		
	今伊勢町馬寄	大字小赤見	大字高田	寺島町	萩原町林野	水附町		
	今伊勢町新神戸	公園通	高畑町	寺前町	萩原町東宮重	三ツ井		
	今伊勢町本神戸	大字光明寺	竹橋町	天王	羽衣	緑		
	今伊勢町宮後	古金町	田島町	大字時之島	八幡	南印田町		
	印田通	古見町	大字田所	殿町	八町通	大字南小淵		
	牛野通	栄	丹陽町吾鬢	大字富塚	花池	南出町		
	大字大赤見	桜	丹陽町五日市場	長島町	浜町	宮地		
	大江	大字笹野	丹陽町九日市場	中島通	東印田町	宮西通		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	現 況	
	一 宮	市
町名・字名の 取 扱 い	妙興寺	
	向山町	
	向山南	
	明治通	
	森本	
	柳戸町	
	大和町氏永	
	大和町於保	
	大和町苅安賀	
	大和町北高井	
	大和町戸塚	
	大和町福森	
	大和町馬引	
	大和町南高井	
	大和町宮地花池	
	大和町妙興寺	
	大和町毛受	
	大字柚木嵐	
	両郷町	
	若竹	
梓杵町		
和光		
	町名・字名は2市1町とも重複するものは存在しない。	

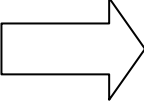
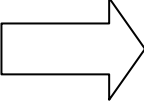
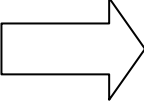
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	町名・字名の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
	山口市	H15.4.1	町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。
	新居浜市	H15.4.1	1.町・字の区域については、従前のとおりとする。 2.町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。
	新発田市	H15.7.7	両市町の町字名については、現行どおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	町名・字名の取扱い															
関係法令	<p>地方自治法(抄)</p> <p>第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。</p> <p>3 《略》</p> <p>4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>															
備考	<p>例)</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="421 1002 607 1034">【合併前】</td> <td data-bbox="936 1098 1079 1200" rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td data-bbox="1122 1002 1308 1034">【合併後】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1038 815 1070">ア) 一宮市千秋町・・・</td> <td data-bbox="1223 1038 1532 1070">ア) 市千秋町・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1075 844 1107">イ) 一宮市大字大毛・・・</td> <td data-bbox="1223 1075 1503 1107">イ) 市大毛・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1112 860 1144">ウ) 一宮市本町2丁目・・・</td> <td data-bbox="1223 1112 1576 1144">ウ) 市本町2丁目・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1149 757 1181">エ) 尾西市起・・・</td> <td data-bbox="1223 1149 1473 1181">エ) 市起・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1185 860 1217">オ) 尾西市籠屋1丁目・・・</td> <td data-bbox="1223 1185 1576 1217">オ) 市籠屋1丁目・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1222 873 1254">カ) 木曾川町大字黒田・・・</td> <td data-bbox="1223 1222 1621 1254">カ) 市木曾川町黒田・・・</td> </tr> </table>	【合併前】		【合併後】	ア) 一宮市千秋町・・・	ア) 市千秋町・・・	イ) 一宮市大字大毛・・・	イ) 市大毛・・・	ウ) 一宮市本町2丁目・・・	ウ) 市本町2丁目・・・	エ) 尾西市起・・・	エ) 市起・・・	オ) 尾西市籠屋1丁目・・・	オ) 市籠屋1丁目・・・	カ) 木曾川町大字黒田・・・	カ) 市木曾川町黒田・・・
【合併前】		【合併後】														
ア) 一宮市千秋町・・・		ア) 市千秋町・・・														
イ) 一宮市大字大毛・・・		イ) 市大毛・・・														
ウ) 一宮市本町2丁目・・・		ウ) 市本町2丁目・・・														
エ) 尾西市起・・・		エ) 市起・・・														
オ) 尾西市籠屋1丁目・・・		オ) 市籠屋1丁目・・・														
カ) 木曾川町大字黒田・・・		カ) 市木曾川町黒田・・・														

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 1 2 号 2 2 消 防 団 の 取 扱 い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目		消防団の取扱い			
調整方針(案)		(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。 (2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。 (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。 (4) 消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。 (5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。 (6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。			
項目		一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 組織体制		消防団本部 第9分団 第1分団 第10分団 第2分団 第11分団 第3分団 第12分団 第4分団 第13分団 第5分団 第14分団 第6分団 第15分団 第7分団 第16分団 第8分団 312名 (条例定数 323名)	消防団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 151名 (条例定数 157名)	消防団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 122名 (条例定数 130名)	現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。
2. 階級及び報酬(年額)					当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。
	団長	84,000円	141,500円	148,500円	
	副団長	67,000円	125,700円	120,000円	
	分団長	45,000円	84,900円	86,500円	
	副分団長	35,500円	82,700円	43,500円	
	部長	29,000円	52,400円	43,500円	
	副部長	-	51,300円	-	
	班長	27,500円	49,300円	43,500円	
	副班長	-	48,100円	-	
	団員	25,500円	47,100円	43,500円	
3. 費用弁償			費用弁償なし		
	災害出動	2,450円以内		火災等出動	1,600円以内
	訓練等出動	1,600円以内		年末夜警	1,700円以内
	観閲出動	2,350円以内		機械器具点検	500円以内
	出初出動	2,350円以内			
	警戒出動	1,900円以内			
	年末警戒出動	1,950円以内			
	機械点検	1,900円以内			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																																																	
4. 退職報奨金	<p>非常勤の消防団員として5年以上勤務して退職した者に、勤務年数及び階級に応じて支給(尾西市の副部長については「部長及び班長」、副班長については「団員」として支給)</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1 8 7 千円</td> <td>2 9 2 千円</td> <td>4 0 7 千円</td> <td>5 4 2 千円</td> <td>7 2 7 千円</td> <td>9 2 7 千円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>1 7 7 千円</td> <td>2 7 7 千円</td> <td>3 7 7 千円</td> <td>4 8 2 千円</td> <td>6 5 7 千円</td> <td>8 5 7 千円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>1 6 7 千円</td> <td>2 6 2 千円</td> <td>3 5 7 千円</td> <td>4 5 7 千円</td> <td>6 0 7 千円</td> <td>7 9 7 千円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>1 6 2 千円</td> <td>2 4 7 千円</td> <td>3 3 2 千円</td> <td>4 2 2 千円</td> <td>5 7 2 千円</td> <td>7 5 7 千円</td> </tr> <tr> <td>部長及び班長</td> <td>1 5 2 千円</td> <td>2 2 7 千円</td> <td>3 0 2 千円</td> <td>3 8 2 千円</td> <td>5 1 2 千円</td> <td>6 8 2 千円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>1 4 2 千円</td> <td>2 1 2 千円</td> <td>2 8 2 千円</td> <td>3 5 7 千円</td> <td>4 6 7 千円</td> <td>6 3 7 千円</td> </tr> </tbody> </table>				5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団長	1 8 7 千円	2 9 2 千円	4 0 7 千円	5 4 2 千円	7 2 7 千円	9 2 7 千円	副団長	1 7 7 千円	2 7 7 千円	3 7 7 千円	4 8 2 千円	6 5 7 千円	8 5 7 千円	分団長	1 6 7 千円	2 6 2 千円	3 5 7 千円	4 5 7 千円	6 0 7 千円	7 9 7 千円	副分団長	1 6 2 千円	2 4 7 千円	3 3 2 千円	4 2 2 千円	5 7 2 千円	7 5 7 千円	部長及び班長	1 5 2 千円	2 2 7 千円	3 0 2 千円	3 8 2 千円	5 1 2 千円	6 8 2 千円	団員	1 4 2 千円	2 1 2 千円	2 8 2 千円	3 5 7 千円	4 6 7 千円	6 3 7 千円	<p>支給額は2市1町同じのため、現行のとおりとする。</p>
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																															
団長	1 8 7 千円	2 9 2 千円	4 0 7 千円	5 4 2 千円	7 2 7 千円	9 2 7 千円																																															
副団長	1 7 7 千円	2 7 7 千円	3 7 7 千円	4 8 2 千円	6 5 7 千円	8 5 7 千円																																															
分団長	1 6 7 千円	2 6 2 千円	3 5 7 千円	4 5 7 千円	6 0 7 千円	7 9 7 千円																																															
副分団長	1 6 2 千円	2 4 7 千円	3 3 2 千円	4 2 2 千円	5 7 2 千円	7 5 7 千円																																															
部長及び班長	1 5 2 千円	2 2 7 千円	3 0 2 千円	3 8 2 千円	5 1 2 千円	6 8 2 千円																																															
団員	1 4 2 千円	2 1 2 千円	2 8 2 千円	3 5 7 千円	4 6 7 千円	6 3 7 千円																																															
5. 消防団補助金等	<p>1 消防団活性化推進事業補助金 目的 消防団活性化の推進を図るため実施する事業に対し補助金を交付する。 (対象事業) 消防団の活性化に関すること 消防団活動に関すること 補助金 60,000円×(団本部+16分団) = 1,020,000円</p>	<p>消防団分団家族慰安事業助成金 目的 消防団員相互の信頼と団結を固め、家族の理解と協力を得るために実施する消防分団家族慰安事業に対して助成し、消防団の活性化を図る。 助成金 100,000円×7分団=700,000円</p>	<p>消防団員福利厚生費 目的 愛知県共済生活協同組合及び全国消防協会福祉共済掛金に使用するために団員1人当たり6,000円を支給 負担金 6,000円×130名=780,000円</p>	<p>1分団当たり100,000円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。 (2市1町の実施している補助金等及び一宮市の実施している家族研修会の経費を継続して分団単位での助成金又は運営費として支給する。 3,519千円÷29分団=122千円 1分団あたり100千円)</p>																																																	
	<p>2 消防団家族研修会 目的 消防団員の親交及び団員家族の消防への理解を深めるため実施。 内容 第1部 研 修 第2部 懇談会 (14年度実績 1,019千円)</p>																																																				

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目		一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
6．出動態勢		各分団の管轄区域に応じて出動順位を定めている。 原則～建物火災に出動。 出動順位 第1次...管轄区域から1隊 第2次...近隣区域から1隊 第3次...近隣区域から2隊	本部の遠隔操作による車庫のサイレンにより全分団出動。 原則～建物火災に出動。	本部の遠隔操作による車庫のサイレンにより全分団出動。 原則～建物火災に出動。	新市において一定期間内に調整する。
7．消防車両等	消防ポンプ自動車	16台 (内8台は小型動力ポンプ搭載車)	7台 (内3台は小型動力ポンプ搭載車)	3台	現行の車両、庁舎を活用する。
	分団庁舎	16分団すべてが庁舎(車庫)を保有	7分団すべてが庁舎(車庫)を保有	3分団のみ庁舎(車庫)を保有	
8．消防団操法大会		1 市大会 毎年5～6月に実施 2 県大会 持ち回りで1分団が出場	1 市大会 14年度から取りやめ 2 県大会 持ち回りで1分団が出場	1 訓練発表会 毎年9月に実施 2 県大会 持ち回りで1分団が出場 *木曽川町、大口町、扶桑町と3年に1回ごとの輪番出場	市大会等については廃止し、県大会については持ち回りで出場する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目	消防団の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	消防団については、当面、現行のとおりとする。 ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については合併時に再編する。
	廿日市市	H15.3.1	消防団の取扱い ア消防団については、廿日市市の消防団に統合する。 イ団員の報酬、費用弁償については、廿日市市の例に統一する。
	静岡市	H15.4.1	消防団については、当面現行のとおりとする。ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。 (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
	山県市	H15.4.1	消防団については、合併時に統合する。 (1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 (2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 (3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。
	田原市	H15.8.20	消防団は田原町に統合し、報酬及び費用弁償等については、田原町の制度に統一する。 なお、分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において組織等検討委員会を設置して適正な組織体制について検討するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目	消防団の取扱い
項目	参考法令
消防組織法(抄)	<p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。</p> <p>第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。</p> <p>第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p> <p>第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定員は、条例で定める。</p> <p>第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。</p> <p>第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び福利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p> <p>第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第13号 23 - 2 姉妹都市、国際交流事業 >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画、学校教育、社会教育分科会

協議項目	姉妹都市、国際交流事業			
調整方針(案)	(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。 (2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。 (3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。 (4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。 (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図るものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1. 姉妹都市交流事業			岐阜県益田郡萩原町と姉妹都市提携 1. スポーツ少年団交流試合 2. 小学校同士で情報交換 3. 双方の各種イベントへの招待	交流先である萩原町も合併協議中であり合併時にいったん事業を廃止する。 (再開については新市において検討する。
2. 岐阜県益田郡馬瀬村との交流		木曽川の源流である馬瀬村と下流の尾西市が木曽川を共有する自治体として交流している。 (主な交流内容) 1. 馬瀬村川上岳登山 2. 馬瀬村レディースフィッシングアカデミー 3. びさいまつりでの馬瀬村特産品販売 4. 体育指導員の交流		交流先である馬瀬村も合併協議中であり合併時にいったん事業を廃止する。 (再開については新市において検討する。
3. 一豊公&千代様サミット			戦国武将山内一豊とその妻千代にゆかりの深い11の市町が集い一豊&千代サミットを開催。 市町の新たな交流の創造と地域の活性化に資することを目的としている。 参加市町～木曽川町、岩倉市、犬山市、兵庫県赤穂市、静岡県掛川市、高知県高知市、福井県高浜町、岐阜県八幡町、滋賀県虎姫町、滋賀県近江町、滋賀県長浜市	木曽川町の事業を引き継ぐものとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
<p>4．飛騨・木曽川 ・伊勢湾連携交流事業</p>			<p>会員市町村の交流と連携により地域づくりの推進を目的とする。 Eボート体験による水辺の活用、川を軸とした連携型の地域づくりを目指す。</p> <p>飛騨、木曽川Eボート交流会</p> <p>参加市町村 岐阜県～萩原町、白川町、坂祝町、加茂市、可児市、各務原市 川島町、笠松町 愛知県～木曽川町、犬山市、江南市 大口町、扶桑町、半田市、三重県～桑名市</p> <p>15年度負担金 30,000円</p>	<p>合併時に事業を廃止する。</p>
<p>5．中学生海外派遣事業</p>	<p>市内在住の中学生(2年生・3年生)に外国の生活や文化を体験させ、国際感覚を身につけさせる。(H.3年より実施)</p> <p>時 期 毎年8月 行 先 中国 (上海、北京、西京) 滞在期間 7泊8日 派遣人数 25名 (各中学校から1名、10名を公募) 経 費(14年度実績) 8,256,500円 *生徒負担分 1人53,600円 (一人当たり費用総額の20%)</p>	<p>海外でのホームステイ等を通して異文化を体験し、国際理解を深める。 (H.元年より実施)</p> <p>時 期 毎年8月 行 先 ニュージーランド (ノースショー市) 滞在期間 7泊8日 派遣人数 各中学校から16名</p> <p>経 費(14年度実績) 3,252,000円 *生徒負担分 1人51,350円 (一人当たり費用総額の30%)</p>		<p>新市において速やかに調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6 . 国際交流協会	<p>国際交流事業推進の任意団体として 一宮市国際交流協会を設立(H3年)</p> <p>主な交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流ハイキング ・ 外国人カラオケ大会 ・ 国際交流運動会 他 <p>研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流クッキング講座 ・ 日本語教室 ・ Ichinomiyaを英語で ガイドしよう! 他 <p>啓発・普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親善ボランティア育成 ・ 協会ニュース「かけはし」発行 ・ 国際交流活動助成事業等 <p>事業費</p> <p>国際交流基金運用利息を特定 財源とし、市から補助金を交付 (14年度補助額 310万円)</p> <p>組 織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長(一宮市長)以下 理事28名、監事2名 ・ 幹事29名 ・ 個人会員21名、団体会員6(無料) ・ ボランティア約210名 ・ 事務局4名(市職員兼務) <p>財 産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金約1億9,600万円 	<p>国際交流事業推進の任意団体として 尾西市国際交流協会を設立(H6年)</p> <p>主な交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流講演会と交流パー ティ ・ 外国人向け日本語教室 ・ 外国語講座 ・ 国際理解セミナー ・ 外国人を囲む交流会 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関誌「BIA NEWS」発行 ・ 国際交流活動助成事業 <p>事業費</p> <p>会費及び国際交流基金運用 利息を財源とし活動</p> <p>組 織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長(商工会長)以下 理事22名、監事2名、顧問3名 ・ 個人会員245名、法人・団体 会員46、賛助会員3 ・ 会費 個人2,000円 (1口) 法人・団体10,000円 賛助100,000円 ・ ボランティア 61名 ・ 事務局5名(市職員兼務) <p>財 産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金約1,100万円 	<p>国際交流推進団体なし</p>	<p>合併後、一定期間内に統合を図るものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画、学校教育、社会教育分科会

協 議 項 目	姉妹都市、国際交流事業		
先 進 事 例			
	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15.4.1	国際交流・広域交流に関する各種事務事業については、現行のとおりとする。

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 1 4 号 2 3 - 7 交 通 関 係 事 業 >

平成15年11月26日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業			
調整方針(案)	(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。 (2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。 (3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。 (4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。 (5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1. 市内循環、公共施設巡回バス	公共施設の利便性を確保・高齢者・障害者・子どもの社会参加の促進に重点を置き循環バスを運行 <運行内容> 1 運行コース 公共施設を結ぶ循環コースを左右両回りの2コース運行 2 運行日 毎日(年末年始を除く) 3 運行時間 午前8:30～午後6:20 4 運行回数 各コース10便(1時間に1便) 5 運賃 1乗車100円 6 利用人数 138,096人(14年度) 7 バス 小型ノンステップバス2台(車いす対応) 8 運行負担金 24,121千円(14年度実績) 9 根拠法令 道路運送法第4条	高齢者等の交通手段の確保を始め、公共施設の利用や買い物などに広く一般市民が利用できる公共施設巡回バスを運行 <運行内容> 1 運行コース 東・西・南コースの3コース(H15年11月より7コースから3コースに変更) 2 運行日 月～金曜日(休日、年末年始は運休) 3 運行時間 午前8:00～午後5:18 4 運行回数 各コース9便(1時間に1便) 5 運賃 無料 6 利用人数 119,062人(14年度) 7 バス 中型ワンステップバス3台(15年11月より4台から3台に削減) 8 運行委託料 50,000千円(14年度実績) 9 根拠法令 なし(無料運行のため)	該当事業なし	当面現行のとおり継続し、一定期間内に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2．交通安全教育	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度実績～幼児・保護者 34件 小学生・保護者20件 高齢者 18件	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度実績～幼児・保護者 12件 小中学生 8件 高齢者 5件	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度～幼児・保護者 8件 小学生・保護者1件 高齢者 5件	交通安全教室は、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。
	2 交通指導員4人を委託 (警備会社に委託、交通安全教室の指導、尾張一宮駅前の信号での安全誘導等を行う。) *小学生の交通安全の確保については登校時にPTAが対応	2 交通安全指導員7人を市内小学校(7校)に配置し、登下校の交通指導を実施 *他にも交通安全教室及び啓発活動等参加する。	2 交通指導員制度なし	一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通安全指導員は、合併後一定期間内に廃止するものとする。
	3 カンガルークラブ 尾西市と一宮カンガルークラブ協議会を設置(4保育園、2幼稚園が加入) (目的)幼児交通安全教育の正しい発展と交通事故のない明るい家庭・地域の実現を図るとともに各カンガルークラブの連携による交通安全教育の充実と普及を図る。	3 カンガルークラブ 一宮市と一宮カンガルークラブ協議会を設置(1保育園、1幼稚園が加入) (目的)幼児交通安全教育の正しい発展と交通事故のない明るい家庭・地域の実現を図るとともに各カンガルークラブの連携による交通安全教育の充実と普及を図る。	3 カンガルークラブ 木曾川町単独でカンガルークラブ設置(町内8保育園が加入) (目的)幼児にあっては事故の危険を予測し、それに対処する態度と効力を身につけさせ、保護者にあっては事故防止に万全の注意を払うなど、幼い命を交通事故から守るために交通安全知識の高揚を図ることを目的とする。	カンガルークラブ協議会は、合併時に統合するものとする。
3．防犯交通協会		尾西市防犯交通協会 (目的) 防犯活動の実践及び交通道德の高揚並びに交通状態の改善、交通安全等について企画推進し、明るい市民生活の実現を期することを目的とする。 (設立年月日) S.48.11.10 (会長) 尾西市長 (組織) 防犯部会・交通安全部会の2部会 (主な事業) ・広報事業(街頭交通安全キャンペーン交通安全ポスター展等) ・設置、補修事業(カーブミラー等) ・補助事業(防犯灯設置) (予算規模) 約8,000千円 *市内51区からの協力費含む。 (14年度実績 4,046千円)		合併時に解散するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4．交通安全組織育成	<p>市内16連区の地域交通安全会を補助 一団体あたりの補助額 運営費36,000円 事業費30%補助(90,000円を限度) 特別活動費60,000円 モデル地区推進費36,000円 補助額計(14年度実績) 2,903千円</p>	<p>防犯交通協会からの市内51区の地区防犯交通委員会への補助 地区防犯交通委員会活動助成金 市内51区へ交付 (14年度実績 1,347千円) カーブミラー補助 ・カーブミラー1面 22,000円を限度 ・カーブミラー2面 30,000円を限度 補助額計(14年度実績) 374千円</p>	<p>町内10区の防犯交通安全推進協会支部を補助 運営費6,000円 + (50円 × 世帯数) (1団体当たり) 補助額計(14年度実績) 528千円 防犯交通安全推進員謝礼 (14年度実績 488千円)</p>	<p>一宮市の制度を適用するものとするが、連区と区の調整が図られるまでの間は、一宮市の制度を基本としつつ、尾西・木曾川の区の規模に見合った補助額となるよう調整を図るものとする。</p>
5．防犯活動支援	<p>一宮市防犯協会への負担金 (14年度実績 2,281千円) 一宮市防犯協会から市内16支部に交付金を交付し、地域防犯活動を支援 (14年度実績 1,062千円) 主な活動内容 ・防犯啓発看板で防犯意識を啓発 ・一宮防犯協会連合会、地域防犯支部が連携し街頭防犯啓発活動を実施</p>	<p>地区防犯交通委員会活動助成金 防犯交通協会から市内51区へ交付 (14年度実績 1,347千円) 主な活動内容 ・防犯啓発看板、のぼり旗で防犯意識を啓発 ・一宮防犯協会連合会、地区防犯交通委員会が連携し街頭防犯啓発活動を実施</p>	<p>防犯交通安全推進協会支部に補助 (14年度実績 528千円及び 推進員謝礼 488千円) 主な活動内容 ・防犯啓発看板で防犯意識を啓発 ・一宮防犯協会連合会、地域防犯連絡所員が連携し街頭防犯啓発活動を実施</p>	<p>一宮市の制度を適用するものとするが、連区と区の調整が図られるまでの間は、一宮市の制度を基本としつつ、尾西・木曾川の区の規模に見合った補助額となるよう調整を図るものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6 . 交通災害見舞金	<p>交通事故の救済対策として、交通災害見舞金を支給 掛金 なし</p> <p>見舞金 死亡 150,000円 障害 30,000円</p> <p>(14年度実績) 3,090千円(死亡15、傷害28)</p>	<p>交通事故の救済対策として、交通災害見舞金を支給 掛金 なし</p> <p>見舞金 死亡 150,000円 障害 30,000円</p> <p>(14年度実績) 480千円(死亡3、傷害1)</p>	<p>尾張市町交通災害共済組合に加入</p> <p>掛金 一般500円、 70歳以上・中学生以下250円</p> <p>見舞金 1級死亡 1,500,000円 2級後遺障害 800,000円 3級～11級 250,000～10,000円</p> <p>(14年度の状況) 死亡3、傷害188</p> <p>尾張市町交通災害共済組合 「交通災害共済」は加入者相互の助け合いにより交通事故で死傷された方に見舞金を贈る制度で、共済期間は毎年4月1日から翌年3月31日までである。 加入市町～木曾川町、大口町、扶桑町、祖父江町、平和町、岩倉市、尾張旭市、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、豊明市、日進市、東郷町、長久手町</p>	<p>一宮市・尾西市の制度を適用する。 (木曾川町は共済組合から脱退)</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業	
コースごとの所要時間・距離・利用者数等調(14年度実績)		
i-バス(一宮市)	尾西市公共施設巡回バス(尾西市)	
<p>循環コース 右回り(50分・14.5キロ) <主なバス停> 新一宮駅…西一宮駅前…今伊勢分院…エコハウス1 3 8…九品地公園競技場前…市民病院…市民会館前…城崎通…新一宮駅 <14年度利用者数> 71,067人(うち車いす158人):一日当たり198.0人、一日一便当たり19.8人</p> <p>循環コース 左回り(50分・14.5キロ) <14年度利用者数> 67,029人(うち車いす99人):一日当たり186.7人、一日一便当たり18.7人</p>	<p>北コース 西回り(16分・5.7キロ) <主なバス停> 尾西市役所…三岸節子記念美術館前…宮通…小信中島小学校前…尾西市役所 <14年度利用者数> 12,728人:一日当たり52.0人、一日一便当たり7.4人</p> <p>北コース 東回り(23分・9.2キロ) <主なバス停> 尾西市役所…尾西公園前…老人憩いの家前…奥町駅前…第三中学校前…尾西市役所 <14年度利用者数> 18,535人:一日当たり75.7人、一日一便当たり10.8人</p> <p>中コース 西回り(26分・11.0キロ) <主なバス停> 尾西市役所…歴史民俗資料館前…尾西グリーンプラザ前…市民病院…市民スポーツセンター前…尾西市役所 <14年度利用者数> 21,942人:一日当たり89.6人、一日一便当たり12.8人</p> <p>中コース 東回り(18分・6.1キロ) <主なバス停> 尾西市役所…三条小学校前…ゆうゆうのやかた前…消防署前…第一中学校前…尾西市役所 <14年度利用者数> 14,859人:一日当たり60.6人、一日一便当たり8.7人</p> <p>南コース 西回り(17分・8.5キロ) <主なバス停> 南部公民館…尾西高校前…朝日西小学校前…朝日荘老人ホーム前…南部公民館 <14年度利用者数> 10,084人:一日当たり41.2人、一日一便当たり5.9人</p> <p>南コース 東回り(19分・8.2キロ) <主なバス停> 南部公民館…南部児童館前…玉野駅前…塚原…吉藤下…南部公民館 <14年度利用者数> 5,244人:一日当たり21.4人、一日一便当たり3.1人</p> <p>連絡コース(尾西市役所 南部公民館) <バス停> 尾西市役所…消防署前…市民病院…南部公民館 <14年度利用者数> 南部公民館行 16,481人:一日当たり67.3人、一日一便当たり8.4人 尾西市役所行 19,189人:一日当たり78.3人、一日一便当たり9.8人</p>	
<p>合計 138,096人:一日当たり384.7人、一日一便当たり19.2人</p>	<p>合計 119,062人:一日当たり486.0人、一日一便当たり8.4人</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。
	廿日市市	H15.3.1	佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。
	山県市	H15.4.1	高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 (1)新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。 (2)料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。 (3)回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。
	田原市	H15.8.20	1 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2 巡回バス等については、新市において検討する。 3 その他交通に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業					
項目	参 考 法 令					
道路運送法(抄)	<p>(一般旅客自動車運送事業の許可)</p> <p>第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。</p> <p>【参 考】</p> <p>第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。</p> <p>(1) 災害の場合その他緊急を要するとき。</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。</p> <p>(有償運送の禁止及び賃貸の制限)</p> <p>第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p style="text-align: center;">〔 バ ス 事 業 の 種 類 〕</p> <table border="1" data-bbox="539 1046 1449 1165"> <tr> <td data-bbox="539 1046 837 1086">路線バス</td> <td data-bbox="837 1046 1449 1086">道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業許可）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1086 837 1126" rowspan="2">自主運行バス</td> <td data-bbox="837 1086 1449 1126">道路運送法第21条（貸切バス事業の乗合運送許可）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1126 1449 1165">道路運送法第80条（市町村による有償運送許可）</td> </tr> </table>	路線バス	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業許可）	自主運行バス	道路運送法第21条（貸切バス事業の乗合運送許可）	道路運送法第80条（市町村による有償運送許可）
路線バス	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業許可）					
自主運行バス	道路運送法第21条（貸切バス事業の乗合運送許可）					
	道路運送法第80条（市町村による有償運送許可）					

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第15号 23 - 25 学校教育事業(その1) >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業			
調整方針(案)	(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。 (2) 日本体育・学校健康センター災害共済については、一宮市の制度に合わせるものとする。 (3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。 (4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 就学援助費	就学援助費 1 対象 要保護・準要保護児童及び生徒 要保護児童 (小学校)48人、(中学校)32人 準要保護児童 (小学校)755人 (中学校)380人 2 支給額(~ までは要保護世帯を除く) 学用品、通学用品費 ・小1 11,100円/年 ・小2~6 13,270円/年 ・中1 21,700円/年 ・中2~3 23,870円/年 新入学児童生徒用品費等 ・小学 19,900円 ・中学 22,900円 学校給食費 ・小学 毎月給食費の3/5 ・中学 毎月給食費の3/5 校外活動費 ・小学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 1,510円/年 ・小学校(宿泊を伴うもの) 限度額 3,470円/年 ・中学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 2,180円/年 ・中学校(宿泊を伴うもの) 限度額 5,840円/年	就学援助費 1 対象 要保護・準要保護児童及び生徒 要保護児童 (小学校)3人、(中学校)3人 準要保護児童 (小学校)217人 (中学校)96人 2 支給額(~ までは要保護世帯を除く) 学用品、通学用品費 ・小1 11,100円/年 ・小2~6 13,270円/年 ・中1 21,700円/年 ・中2~3 23,870円/年 新入学児童生徒用品費等 ・小学 19,900円 ・中学 22,900円 学校給食費 ・小学 毎月給食費の全額 ・中学 毎月給食費の全額 校外活動費 ・小学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 1,510円/年 ・小学校(宿泊を伴うもの) 限度額 3,470円/年 ・中学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 2,180円/年 ・中学校(宿泊を伴うもの) 限度額 5,840円/年	就学援助費 1 対象 要保護・準要保護児童及び生徒 要保護児童 (小学校)1人、(中学校)2人 準要保護児童 68人(小学校) 32人(中学校) 2 支給額(~ までは要保護世帯を除く) 学用品、通学用品費 ・小1 11,100円/年 ・小2~6 13,270円/年 ・中1 21,700円/年 ・中2~3 23,870円/年 新入学児童生徒用品費等 ・小学 19,900円 ・中学 22,900円 学校給食費 ・小学 毎月給食費の全額 ・中学 毎月給食費の全額 校外活動費 ・小学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 1,510円/年 ・中学校(宿泊を伴わないもの) 限度額 2,180円/年	準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度にあわせ、全額公費負担とする。 その他については、2市1町同一のものは現行のとおりとし、差異のあるものは、一宮市・尾西市に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	修学旅行費(要保護世帯も対象) ・小学 実費支給 限度額 20,600円/年 ・中学 実費支給 限度額 55,900円/年 医療費(学校保健法第17条による) 保護者負担額なし (要保護世帯も対象)	修学旅行費(要保護世帯も対象) ・小学 実費支給 限度額 20,600円/年 ・中学 実費支給 限度額 55,900円/年 医療費(学校保健法第17条による) 保護者負担額なし (要保護世帯も対象)	修学旅行費(要保護世帯も対象) ・小学 実費支給 ・中学 実費支給 医療費(学校保健法第17条による) 保護者負担額なし (要保護世帯も対象)	
2. 日本体育・学校健康センター災害共済事業	1 体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下で発生した災害に対し、治療費等の給付を行う。 2 対象 医療費総額が5,000円以上の負傷及び疾病 3 掛金 一般児童生徒 875円 (公費負担 455円) (保護者負担 420円) 準要保護児童生徒 875円 (全額公費負担) 要保護児童生徒 75円 (全額公費負担)	1 体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下で発生した災害に対し、治療費等の給付を行う。 2 対象 医療費総額が5,000円以上の負傷及び疾病 3 掛金 一般児童生徒 875円 (全額公費負担) 準要保護児童生徒 875円 (全額公費負担) 要保護児童生徒 75円 (全額公費負担)	1 体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下で発生した災害に対し、治療費等の給付を行う。 2 対象 医療費総額が5,000円以上の負傷及び疾病 3 掛金 一般児童生徒 875円 (全額公費負担) 準要保護児童生徒 875円 (全額公費負担) 要保護児童生徒 75円 (全額公費負担)	一宮市の制度に合わせ、一般世帯の児童生徒については一部保護者負担とする。
3. 英語教育推進事業	1 小学校英会話指導員派遣事業 指導員6名(人材派遣会社に委託) 32小学校を巡回(3年～6年生) 担任とのチームティーチング 2 英語指導助手派遣事業 指導助手6名(人材派遣会社に委託) 15中学校を巡回 担任とのチームティーチング	1 小学校英会話指導員派遣事業 指導員3名(人材派遣会社に委託) 7小学校を巡回(4年～6年生) 担任とのチームティーチング 2 英語指導助手派遣事業 指導助手3名(人材派遣会社に委託) 3中学校に常駐(学期ごとに交替) 担任とのチームティーチング	英語指導助手派遣事業 指導助手2名(人材派遣会社に委託) ・うち1名は3小学校を巡回 (町立保育園にも派遣) ・1名は中学校に常駐 担任とのチームティーチング	合併後、一定期間内に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4．各種大会等運営 事務事業	1 小学生合唱祭 小学校4～6年生による合唱祭 2 中学生ディベート大会 中学生の論理的思考や表現能力を育成 市内15の中学2年生の代表チームが参加 * 模擬市議会については10年に一度の 周年事業として開催	1 市民音楽祭への参加 市民音楽祭の午前中に各小中学校単位 で合唱、プラスバンド等の演奏を披露 2 模擬市議会 隔年で小中学校合同で、学校代表による 模擬市議会を行う。		合併後、一定期間内に調整する。
5．学校給食事業	1．調理場施設 2施設 南部学校給食共同調理場 敷地面積 5,773㎡ 全建物面積 2,335㎡ 調理能力 18,000食 受持校 小学校18校(8,774食) 中学校 8校(4,366食) (計 13,140食) 北部学校給食共同調理場 敷地面積 5,680㎡ 全建物面積 2,554㎡ 調理能力 20,000食 受持校 小学校14校(9,224食) 中学校 7校(4,185食) (計 13,409食) 2 給食費負担額 ・小学校 192円/食 ・中学校 223円/食	1．調理場施設 10施設 自校方式により、各学校内に給食調理 室を設置している。 小学校 7校(3,860食) 中学校 3校(1,800食) (計 5,660食) 2 給食費負担額 ・小学校 230円/食 ・中学校 260円/食	1．調理場施設 4施設 自校方式により、各学校内に給食調理 室を設置している。 小学校 3校(2,080食) 中学校 1校(1,020食) (計 3,100食) 2 給食費負担額 ・小学校 240円/食 ・中学校 270円/食	当面は現行のとおりとするが、一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 社会教育分科会

協議項目			
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
	新居浜市	H15.4.1	<p>(1) 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。</p> <p>(3) 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続、以降廃止するものとする。</p> <p>(4) 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p>
	静岡市	H15.4.1	学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については、当面現行のとおりとする。
	新発田市	H15.7.7	<p>ア、通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し新市の通学区域の見直しを行う。</p> <p>イ、小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>ウ、豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>エ、小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>オ、適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。</p>
	田原市	H15.8.20	学校教育に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 1 6 号 2 3 - 2 8 社 会 教 育 事 業 >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 社会教育、社会体育分科会

協議項目	社会教育事業			
調整方針(案)	社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。 (1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。 (2) 結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。 (3) 体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 生涯学習バス貸出	運行台数 2台 乗車人員 25～40人 対象 女性団体、文化団体、スポーツ・レクリエーション団体等 14年度実績 運行回数452回 (うち借り上げバス46回)			現行のとおりとする。
2. 結婚相談所委託	開所日 毎週水曜日～日曜日 時間 9時～17時 職員 3名(うち非常勤1名) 委託先 一宮市ききょう会館管理公社 委託料 9,342千円 登録料 無料 成婚件数 5件(14年度実績)	相談日 土・日曜日 時間 10時～15時 相談員 10人(1日2人ずつの輪番) 委託先 尾西市商工会館 委託料 1,000千円 登録料 1,000円 成婚件数 2件(14年度実績)		合併時に事業を廃止する。
3. 主な講座、事業	1 成人教育 大学公開講座 大学の優秀な人的、物的機能を活用したより専門的な内容の講座を開講	1 なし	1 なし	一宮市の制度に合わせる。
	2 女性教育 ・女性講座 ・女性研修会 ・いちのみや女性のつどい	2 女性教育 ・女性学級 ・男女共同参画講演会	2 女性教育 レディースセミナー	一宮市の制度に合わせる。
	3 家庭教育推進事業 ・家庭教育推進会議 ・赤ちゃんセミナー ・お母さんの勉強室 ・親子ふれあい教室等	3 家庭教育推進事業 ・家庭教育推進協議会 ・「子どもに語ろう」ふれあい活動 ・「おやじの会」活動	3 家庭教育推進事業 ・「子どもに語ろう」ふれあい活動 ・各種行事 (親子ふれあい映画会、親子サマースクール等)	一定期間内に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	4 子育て支援ネットワーク充実事業 ・幼児期セミナー ・フレッシュママ交流会等	4 幼児期家庭教育事業 ・子育てネット会議 ・幼児教室等	4 いきいき子育てグループづくり委託事業 ・木曾川町子育て支援ネットワーク会議	一定期間内に調整する。
	5 生涯学習出前講座 市民の希望する内容を講座メニューから選んでいただき、市職員が講師となって出向き、行政の内容について話す。 (H13年度から「いちのみや出前一聴」を実施 15年度は47メニュー)	5 生涯学習出前講座 市民の希望する内容を講座メニューから選んでいただき、市職員が講師となって出向き、行政の内容について話す。 (H14年度から「尾西市出前講座」を実施 15年度は55メニュー)	5 なし	合併時に統合する。
	6 生涯学習誌発行事業 講座・イベントの情報	6 生涯学習誌発行事業 広報刷り込みとしている。	6 生涯学習誌発行事業 広報刷り込みとしている。	一宮市の制度に合わせる。
	7 成人式 開催日 成人の日の前日(H15年度～) 会 場 一宮市民会館 実施方法 午前中に2回に分けて成人式を開催 成人式終了後、16会場(15中学校と市民会館)で新成人のつどいを開催	7 新成人の集い 開催日 成人の日の前日(H15年度～) 会 場 尾西グリーンプラザ 実施方法 立食パーティー形式で実施	7 成人式 開催日 成人の日の前日(H15年度～) 会 場 木曾川町総合福祉体育館 実施方法 第1部 式典 第2部 ティーパーティー	一宮市の制度に合わせる。
	8 青年文化教室(青年の家で実施) 料理、茶道、パソコン等の教室を開講	8 青少年講座 ゴスペル講座、青年講座を開講		一宮市の制度に合わせる。
	9 相談活動事業 青少年相談(14年度実績 128件) 対面、電話による相談	9 家庭教育相談事業 教育悩みごと相談(14年度実績 15件) 「びさい心の電話」 (14年度実績 222件)		合併時に統合する。
4. 博物館・美術館等	1 一宮市博物館観覧料 常設展示 一般 200円(160円) 高大生 100円(80円) 小中生 50円(40円) ()は20人以上の団体 特別展示 800円を超えない範囲で、その都度市長が決める。 減免規定 小中学校教育活動	1 美術館・資料館観覧料 (1)尾西市三岸節子記念美術館 常設展 一般 320円 高大生 210円 小中生 110円 *20人以上の団体は2割引 特別展~市長が定める額 *20人以上の団体は2割引	1 玉堂記念展示室 (木曾川町立図書館 3階) 観覧料無料	現行のとおりとするが、減免規定・無料扱いについては一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
	無料扱い 土曜日の小中学生、市内の小中学生(特別展期間中を除く)、一宮市発行の「シルバー優待証明書」等持参者	減免規定なし 無料扱いなし (2)尾西市歴史民俗資料館 観覧料無料		
	2 特別展・企画展 博物館 15年度計画 特別展1回、企画展4回、 作品展1回(予算24,777千円)	2 特別展・企画展 美術館 15年度計画 企画展3回(予算22,938千円) 公募展1回(予算7,020千円) 歴史民俗資料館 15年度計画 特別展3回(予算3,256千円)	2 特別展・企画展 玉堂記念展示室 15年度計画 特別展 1回 企画展 4回 作品展10回	現行のとおりとする。
	3 博物館講座(繊維講座、古文書講座、子どものための尾張歴史講座等)	3 美術館・資料館講座 三岸節子記念美術館講座 絵画教室 歴史民俗資料館講座 やさしい古文書入門、美濃路探訪、江戸時代の歴史と文化等		現行のとおりとする。
5. 図書館	1 図書・資料の貸出 貸出点数 1人10点以内(カセットテープ、CDは5点以内、ビデオは2点以内) 予約貸出 一度に5点まで(電話予約可) 貸出期間 2週間以内 郵送貸出 身体障害者3級以上又は視聴覚障害者6級以上の方を対象とし、郵便料金等は図書館が負担	1 図書・資料の貸出 貸出点数 1人10点以内(視聴覚資料は5点以内) 予約貸出 一度に5点まで(電話予約可) 貸出期間 2週間以内	1 図書・資料の貸出 貸出点数 1人5点以内(視聴覚資料は2点以内) 予約貸出 月に2点まで(電話予約不可) 貸出期間 15日以内	一宮市の制度に合わせる。
	2 図書・資料の返却 豊島図書館以外に地域文化広場、一宮子ども文化広場、各出張所で返却可能	2 図書・資料の返却 市立図書館以外に児童図書館で返却可能	2 図書・資料の返却 木曽川町立図書館でのみ返却可能	一宮市の制度に合わせる。
	3 移動図書館事業 移動図書館車により市内36ヶ所を巡回(1日3ヶ所を毎月12日間で巡回)			一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
6 . 体育事業	<p>1 一宮市体育協会 目的 スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活に寄与することを目的とする。</p> <p>加盟団体 27団体 15年度予算 17,827千円</p>	<p>1 尾西市体育協会 目的 スポーツの普及振興を図り、尾西市から委託される体育事業及びスポーツ施設の管理運営等業務を行い、心豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>加盟団体 21団体 15年度予算 一般会計(自主事業) 5,044千円 特別会計(受託事業) 27,170千円</p>	<p>1 木曽川町体育協会 目的 町民の体育の普及振興と他の体育団体との連絡並びに体育愛好者の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>加盟団体 15団体 15年度予算 6,841千円</p>	一定期間内に統合するものとする。
	<p>2 スポーツ大会委託事業 市民大会の開催(体育協会に委託) (14年度実績 2,944千円)</p>	<p>2 スポーツ大会委託事業 市民大会の開催(体育協会に委託) (14年度実績 1,950千円)</p>	<p>2 スポーツ大会委託事業 町民大会の開催(体育協会に委託) (14年度実績 5,024千円)</p>	一定期間内に調整する。
	<p>3 一宮市体育指導委員連絡協議会事業 ・市からの委託事業 ニュースポーツ教室、ニュースポーツフェスティバル等の開催 ・市が行う行事への参加協力 タワーパークマラソン等への参加</p> <p>委員数 80名</p>	<p>3 尾西市体育指導委員会事業 ・市が行う行事への参加協力 スポーツフェスティバルin Bisai 市民体育祭等の市の行事への参加 ・その他 少年総合スポーツ教室、パークゴルフ教室の講師 (市からの委託事業はなし)</p> <p>委員数 14名</p>	<p>3 木曽川町体育指導委員会事業 ・市が行う行事への参加協力 体育祭、ジョギング大会への参加 ・その他 サタデークラブ(ニュースポーツ教室)の講師、 (町からの委託事業はなし)</p> <p>委員数 18名</p>	一定期間内に統合するものとする。
	<p>4 一宮タワーパークマラソン 市補助金 3,000千円(定額)</p>	<p>4 尾西シティーマラソン (5年に一度開催、次回平成16年度) 市補助金 1,595千円(前回実績額)</p>	<p>4 木曽川町健康ジョギング大会 14年度実績 1,482千円</p>	合併時に統合する。
	<p>5 各種スポーツ教室 ・スポーツ施設管理公社主催 温水プール水泳教室 ・競技団体の自主運営事業</p>	<p>5 各種スポーツ教室 ・市直営の事業 ・体育協会への委託事業</p>	<p>5 各種スポーツ教室 ・町直営の事業</p>	市町直営の教室は、スポーツ施設管理公社事業に統合し、体育協会委託事業は一定期間に調整するものとする。
	<p>6 連区運動会(公民館委託事業) ・連区ごとに開催(毎年10月) ・開催経費 4,279千円</p>	<p>6 体育祭の開催 ・市内6地区に分けて開催 (春3地区、秋3地区) ・体育祭補助金 3,000千円(定額)</p>	<p>6 木曽川町体育祭 ・毎年10月第1日曜日に開催 ・開催費用 2,656千円(14年度実績)</p>	一定期間内に調整する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
		<p>7 木曽川流域スポーツ交流大会事業 (目的) 木曽川を挟んで隣接する市町(木曽川町・尾西市・羽島市・笠松町)の体育協会が、スポーツを通じてより一層の住民間の交流を深め、互いの健康増進を図るために実施。 (主な内容) 野球、卓球、バドミントン等のスポーツ交流 (15年度からの新規事業)</p>	<p>7 木曽川流域スポーツ交流大会事業 尾西市に同じ</p>	<p>合併時にいったん事業を廃止するが、再開については、新市において検討するものとする。</p>
			<p>8 体育委員制度 (目的) 体育の振興を図るために、昭和43年4月に設置。任期は2年で、各町内会から選出。 (主な事務) 体育指導委員と連携し、体育祭・ジョギング大会・その他町内の保健体育行事の指導、補助を行う。 (現況) 委嘱人数96人(平成14年度)</p>	<p>合併時に制度を廃止する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 社会教育、社会体育分科会

協議項目	社会教育事業		
先進事例	市町村名	合併期日	方針
	さいたま市	H13.5.1	文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。 地域の特色ある文化事業については現行のとおりとする。
	廿日市市	H15.3.1	市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないように、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。 (2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	新発田市	H15.7.7	ア豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。 イ豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。 ウ豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。 また、豊浦町のミズパショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。 エ新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。
	田原市	H15.8.20	1 生涯学習基本構想・計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2 社会教育に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第17号 15 使用料、手数料等の取扱い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い														
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。														
項目	使用料 (円)										各項目の調整方針					
	一宮市			尾西市			木曾川町									
敷地内公共施設等	区分	使用料		区分	使用料		区分	使用料								
	中電柱	1年・1本	1,800	中電柱	1年・1本	1,800	中電柱	1年・1本	1,800							
	電話柱	1年・1本	1,500	電話柱	1年・1本	1,500	電話柱	1年・1本	1,500							
	ＩＣＣ柱	1年・1本	1,200	ＩＣＣ柱	1年・1本	1,500	ＩＣＣ柱	1年・1本	規定なし							
	公衆電話ボックス	1年・1台	1,500	公衆電話ボックス	1年・1台	規定なし	公衆電話ボックス	1年・1台	規定なし							
	自動販売機	1月・1台	電気料+2,000	自動販売機	1月・1台	売上の一部+1500	自動販売機	1月・1台	3,000							
学校施設使用料	区分	使用料		区分	使用料		区分	午前	午後							
	運動場	無料		運動場	無料		運動場	一般	1,050	1,360						
							運動場	減免	180	240						
							町外	1,570	2,040							
							午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00									
	区分	使用料		区分	使用料		区分	午前	午後	夜間	合併時に一宮市の制度(料金)に統一する。 ただし、尾西市、木曾川町の土曜日午前の貸出しについては、一定期間内に調整する。					
	使用照明の み設課 金備	屋内運動場	1時間	240	照明設備 使用時の み課金	屋内 運動場	1時間	530		屋内運動場 (全面)			一般	5,250	6,820	6,820
		武道場	1時間を越える30分ごと	120			土・日曜日、祝日、長期休業日	9:00~21:00	減免				520	680	1,360	
		教室その他これに類する部屋	1時間	120			平日	18:00~21:00	町外				7,870	10,230	10,230	
		1時間を越える30分ごと	60				区分	昼間		昼夜間						
		日曜日、祝日、長期休業日	9:00~21:00				屋内運動場 (全面)	一般	10,500				15,750			
		土曜日	13:00~21:00					減免	1,050				2,410			
		平日	17:00~21:00					町外	15,750				23,620			
							区分	午前	午後	夜間			昼間	昼夜間		
							会議室	1,050	1,360	1,360			2,100	3,150		
						午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00 夜間 18:00~21:00 昼間 9:00~17:00 昼夜間 9:00~21:00 住民以外の者(使用者の半数以上が住民以外の者である場合を含む。)の使用にかかる使用料は5割増。片面利用については、一般・減免・町外に関わらず半額(10円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨て)冷暖房期間中は3割増。										

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)										各項目の調整方針																																		
	一 宮 市			尾 西 市			木 曾 川 町																																						
屋外運動場 照明施設 使用料	学校屋外運動場 照明施設			学校屋外運動場 照明施設 (尾西第三中学校)			学校屋外運動場 照明施設 (木曾川中学校)				合併時に一宮市に料金を統一し、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	1時間 2,200 1時間を越える30分ごと 1,100 5月～10月 19:00～21:00			1時間 3,150 1時間を越える30分ごと 1,050 4月～10月 19:00～21:00 11月～1月 17:30～19:30 2月 18:00～20:00 3月 18:30～20:30			1時間 4,200 1時間を越える30分ごと 2,100 4月～11月 19:00～21:00 社会体育団体が使用する場合、半額の減免措置あり																																						
剣道場・柔道場	武道館										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜 間</th> <th>昼 間</th> <th>昼 夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔 道 場</td> <td colspan="2">1,570</td> <td>2,100</td> <td>2,620</td> <td>3,670</td> </tr> <tr> <td>剣 道 場</td> <td colspan="2">1,570</td> <td>2,100</td> <td>2,620</td> <td>3,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>午前 8:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 17:30～21:30 昼間 8:00～17:00 昼夜間 8:00～21:30 社会体育団体が使用する施設使用料には半額の減免措置あり(10円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨て)。ただし夜間の使用については、1時間260円、2時間520円、3時間780円の時間割使用料あり。</p>											区 分	午前	午後	夜 間	昼 間	昼 夜 間	柔 道 場	1,570		2,100	2,620	3,670	剣 道 場	1,570		2,100	2,620	3,670																
区 分	午前	午後	夜 間	昼 間	昼 夜 間																																								
柔 道 場	1,570		2,100	2,620	3,670																																								
剣 道 場	1,570		2,100	2,620	3,670																																								
スポーツ施設使用料	大宮公園弓道場										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時～21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人使用</td> <td>220</td> <td>220</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>団体使用</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> </tr> </tbody> </table>											区 分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	個人使用	220	220	330	団体使用	1,100	1,100	1,650																						
区 分	9時～13時	13時～17時	17時～21時																																										
個人使用	220	220	330																																										
団体使用	1,100	1,100	1,650																																										
体育館	産業体育館										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチユアスポーツの使用</td> <td>無料</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>無料</td> <td>13,200</td> <td>13,200</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>営利でない</td> <td>無料</td> <td>19,800</td> <td>19,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>無料</td> <td>33,000</td> <td>33,000</td> <td>66,000</td> </tr> <tr> <td>営利目的</td> <td>無料</td> <td>49,500</td> <td>49,500</td> <td>99,000</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>無料</td> <td>99,000</td> <td>99,000</td> <td>198,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>会場の2分の1以内を使用するときは、半額とする。 昼間点灯するときは、1時間につき1,000円(会場の2分の1を使用するときは半額)を別に徴収する。</p>											使用区分	午前	午後	夜間	アマチユアスポーツの使用	無料	3,200	3,200	9,800	入場料	無料	13,200	13,200	26,400	営利でない	無料	19,800	19,800	39,600	入場料	無料	33,000	33,000	66,000	営利目的	無料	49,500	49,500	99,000	入場料	無料	99,000	99,000	198,000
使用区分	午前	午後	夜間																																										
アマチユアスポーツの使用	無料	3,200	3,200	9,800																																									
入場料	無料	13,200	13,200	26,400																																									
営利でない	無料	19,800	19,800	39,600																																									
入場料	無料	33,000	33,000	66,000																																									
営利目的	無料	49,500	49,500	99,000																																									
入場料	無料	99,000	99,000	198,000																																									
市民スポーツセンター	市民スポーツセンター										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(2時間単位)</th> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主競技場 全面</td> <td>3,150</td> <td>5,250</td> </tr> <tr> <td>主競技場 半面</td> <td>1,580</td> <td>2,630</td> </tr> <tr> <td>卓球場・剣道場</td> <td>1,050</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>1,050</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td colspan="2">630</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td colspan="2">630</td> </tr> </tbody> </table>											区分(2時間単位)	昼 間	夜 間	主競技場 全面	3,150	5,250	主競技場 半面	1,580	2,630	卓球場・剣道場	1,050	1,370	柔道場	1,050	1,370	第1会議室	630		第2会議室	630														
区分(2時間単位)	昼 間	夜 間																																											
主競技場 全面	3,150	5,250																																											
主競技場 半面	1,580	2,630																																											
卓球場・剣道場	1,050	1,370																																											
柔道場	1,050	1,370																																											
第1会議室	630																																												
第2会議室	630																																												
総合福祉体育館	総合福祉体育館										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主競技場 非営利スポーツ</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>主競技場 入場料無料</td> <td>1,570</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>主競技場 入場料有料</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>その他 入場料無料</td> <td>31,500</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>その他 入場料有料</td> <td>78,750</td> <td>105,000</td> <td>89,250</td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2,100</td> <td>2,620</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>630</td> <td>840</td> <td>840</td> </tr> </tbody> </table>											区 分	午前	午後	夜間	主競技場 非営利スポーツ	3,150	4,200	6,300	主競技場 入場料無料	1,570	2,100	3,150	主競技場 入場料有料	6,300	8,400	12,600	その他 入場料無料	31,500	42,000	42,000	その他 入場料有料	78,750	105,000	89,250	卓球室	1,050	1,360	1,360	会議室	2,100	2,620	2,620	研修室	630
区 分	午前	午後	夜間																																										
主競技場 非営利スポーツ	3,150	4,200	6,300																																										
主競技場 入場料無料	1,570	2,100	3,150																																										
主競技場 入場料有料	6,300	8,400	12,600																																										
その他 入場料無料	31,500	42,000	42,000																																										
その他 入場料有料	78,750	105,000	89,250																																										
卓球室	1,050	1,360	1,360																																										
会議室	2,100	2,620	2,620																																										
研修室	630	840	840																																										
個人利用	卓球・剣道・柔道										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>卓球</td> <td>高校生以上 1人</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>剣道・柔道</td> <td>中学生以下 1人</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>											卓球	高校生以上 1人	160	剣道・柔道	中学生以下 1人	70																												
卓球	高校生以上 1人	160																																											
剣道・柔道	中学生以下 1人	70																																											
トレーニング室	トレーニング室										原則として現行どおりとする。 ただし、木曾川町の総合福祉体育館の時間区分については午前9:00～13:00、夜間17:00～21:00とし、冷暖房の使用料については新市において一定期間内に見直すものとする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>高校生以上 1人</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>会員券1人年間</td> <td>3,780</td> </tr> </tbody> </table>											高校生以上 1人	160	会員券1人年間	3,780																														
高校生以上 1人	160																																												
会員券1人年間	3,780																																												

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)				各項目の調整方針	
	一 宮 市		尾 西 市			
スポーツ施設使用料 グラウンド	平島公園野球場				一宮市の使用料及び尾西市、木曾川町の照明施設使用料については現行どおりとする。 ただし、尾西市、木曾川町の運動場(グラウンド)、テニスコート使用料については無料とする。 なお、減免規定については新市において一定期間内に調整する。	
	使用区分		使 用 料			
	入場料	無 料	2時間につき	1,600		
		有料	最高入場料500円以下	2時間につき		8,000
			最高入場料500円を越える	2時間につき		16,000
	管理棟本部席		2時間につき	850		
	電 気 設 備		2時間につき	500		
	ス コ ア ボ ード		2時間につき	1,000		
	4 照 明 設 備 1 0 使 用 月	スポーツに使用	1時間につき	8,400		
			1時間を超える30分ごと	4,200		
		スポーツ以外に使用	1時間につき	33,600		
			1時間を超える30分ごと	16,800		
	営利等を目的として使用		1時間につき	100,800		
			1時間を超える30分ごと	50,400		
	9:00～21:00 照明設備(17:00～21:00)の19:00以前の利用については30分単位で徴収可。					
	奥町公園野球場		五城グラウンド			
	区 分		使 用 料			
	照明設備使用料		1時間につき	4,200		照明設備使用料(5月～10月)
			1時間を超える30分ごと	2,100		1時間につき
						1時間を超える30分ごと
4月～10月 9:00～21:00 11月～3月 9:00～17:00 照明設備(17:00～21:00)の19:00以前の利用については30分単位で徴収可。照明設備を使用しない場合無料。		9:00～17:00 照明設備を使用しない場合は無料。 19:00～21:00 (照明設備利用時間)				
九品地公園競技場						
区 分		使 用 料				
照 明 設 備 使 用	スポーツに使用	半面	1時間につき	2,800		
			1時間を超える30分ごと	1,400		
	スポーツ以外に使用	半面	1時間につき	11,200		
			1時間を超える30分ごと	5,600		
	営利等を目的として使用	半面	1時間につき	33,600		
		1時間を超える30分ごと	16,800			
管理棟電気使用		1日1回	700			
9:00～21:00 照明設備(17:00～21:00)の19:00以前の利用については30分単位で徴収可。照明設備を使用しない場合は無料。						
木曾川町民運動場						
区 分		午 前	午 後	1 日		
陸上競技場	専用利用	2,100	2,100	4,200		
	練習利用	1,050	1,050	2,100		
野球場 サッカー場		1面につき	1,050	2,100		
照 明 施 設 17:30～21:00		1時間につき		4,200		
		30分増すごとに上記金額の半額を加算				
午前 7:30～12:00 午後 13:00～17:30 1日 7:30～17:30 社会体育団体が使用する施設使用料には半額の減免措置あり。ただし、陸上競技場(専用) 2.5時間 520円、陸上競技場(練習)・野球場・サッカー場 2.5時間 310円 2時間以内 210円の時間割使用料あり。						
サブグラウンド						
区 分		使 用 料				
		市内在住・在勤者		町 外		
A(南) B(中) C(北)	1日	無 料	1,570			
	半日		780			
	2.5時間		420			
グラウンドゴルフ場						
区 分		使 用 料				
		市内在住・在勤者		町 外		
A(南) B(中) C(北)	1日	無 料	1,570			
	半日		780			
	2.5時間		420			
1日 日の出から日没 半日 日の出～12:30 12:30～日没						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)										各項目の調整方針	
	一 宮 市					尾 西 市						
スポーツ施設使用料	一宮市テニスコート											
	区分					使用料						
	テニスコート	アマチュアの使用	入場料	無料	1面	2時間につき	600					
				有料			3,000					
	テニスコート	その他の使用	入場料	無料	1面	2時間につき	3,000					
				有料			6,000					
	照明設備使用料	アマチュアの使用	入場料	無料	1面	1時間につき	400					
					1時間を超える30分ごと	200						
		その他の使用	入場料	無料	1面	1時間につき	2,000					
				有料			1時間を超える30分ごと	1,000				
	使用の途中で降雨等によりテニスコートを使用することができない場合におけるテニスコートの使用料の額は、使用時間が1時間以内のときは半額とする。											
	使用区分					午前	午後	夜間				
	大会議室		全面		3,000	3,000	4,500					
			片面		1,500	1,500	2,300					
	中会議室				1,500	1,500	2,300					
和室				1,000	1,000	1,500						
本部席				1,000	1,000	1,500						
放送設備				2時間につき		800						
4月～10月 9:00～21:00												
11月～3月 9:00～17:00												
九品地公園テニスコート					尾西市民運動場テニスコート							
区分					使用料							
照明設備使用料		1面		1時間につき	400	昼間		1面	1時間につき	210		
		1時間を超える30分ごと		200	夜間(5月～10月)		1面	1時間につき	630			
4月～10月 9:00～21:00 11月～3月 9:00～17:00					9:00～17:00 夜間の貸し出しについては21:00まで							
照明設備(17:00～21:00)の19:00以前の利用については30分単位で徴収可。照明設備を使用しない場合無料												
					木曾川町民運動場テニスコート							
					区分							
					午前		午後		1日			
テニス・バレーボールコート		1面につき		310	310	630						
照明施設		1時間につき		630								
17:30～21:00		30分増すごとに上記金額の半額を加算										
午前 7:30～12:00 午後 13:00～17:30												
1日 7:30～17:30												
社会体育団体が使用する施設使用料には午前 210円、午後 210円、1日420円の減免措置あり。ただし2.5時間100円の時間割使用料あり。												

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)					各項目の調整方針		
	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町			
スポーツ施設使用料	温水プール			市民プール		現行どおりとする。 ただし、稲荷公園夜間プールの夜間営業及び尾西市民プールの夜間利用(17:00~20:00)は廃止し、他屋内プールへの利用移行を図る。		
	区 分	使 用 料		区 分	使 用 料			
	普 通 入 場 券 (1人1回)	大人	300		個人使用料 (1回につき)		大人	320
		大人(小学生2年以下の児童又は幼児を同伴)	200				小人(中学生以下)	110
		小学生・中学生	100				専用使用料	
	回 数 入 場 券 (11回分)	大人	3,000		50m プ ー ル		9:00~12:00	8,400
		大人(小学生2年以下の児童又は幼児を同伴)	2,000				12:30~16:30	13,650
		小学生・中学生	1,000				17:00~20:00	13,650
	ロッカー使用料	1個1回 10		25m プ ー ル	9:00~12:00		5,780	
	10:00~20:30				12:30~16:30		8,400	
稲荷公園夜間プール 8:00~21:00 大人 150 夏休み期間(1学期終業式の翌日~8月20日) 小人 70 (中学生以下)			17:00~20:00		8,400			
夏休み期間中								
社会教育施設	青年の家					現行どおりとする。		
	利 用 区 分		9:00 ~ 12:30	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 20:30			
	家 事 実 習 室	調理台	一般団体	400	400		400	
		社会教育団体	300	300	300			
	室料	一般団体	1,300	1,300	2,000			
		社会教育団体	900	900	1,400			
	大研修室	一般団体	2,000	2,000	3,000			
		社会教育団体	1,300	1,300	2,000			
	中研修室	一般団体	1,200	1,200	1,800			
		社会教育団体	900	900	1,400			
小研修室 青雲 希望 あかつき	一般団体	800	800	1,200				
	社会教育団体	600	600	900				
社会教育団体とは社会教育法第10条に規定するもののうち、教育委員会に登録をし認められたものをいう 視聴覚室として使用の場合は電気使用料400円加算								

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)										各項目の調整方針		
	一 宮 市				尾 西 市				木 曾 川 町				
社会教育施設	一宮市民会館				尾西市民会館								
	区 分 (ホー ル)	9:00 ~ 12:30	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00	(17:30 ~ 21:30)	区 分 (ホー ル)	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30	17:30 ~ 21:30	8:30 ~ 21:30			
	入場料等 徴収額100 円以下無 料及び非 営利営業 行為	平日	18,500	26,000	31,500		入場料金又 はこれに類 するものを 徴収しない 場合の使用 料	平日	13,650	21,000	27,300	52,500	
		土曜	23,000	32,000	38,000			土曜	13,650	33,600	42,000	81,900	
		日・祝	26,000	35,000	42,000			日・祝	21,000	33,600	42,000	84,000	
	入場料等 徴収額101 円から500 円	平日	27,750	39,000	47,250		入場料金が 500円以下又 はこれに類 するものを 徴収する場 合の使用料	平日	21,000	33,600	42,000	84,000	
		土曜	34,500	48,000	57,000			土曜	21,000	42,000	52,500	100,800	
		日・祝	39,000	52,500	63,000			日・祝	27,300	42,000	52,500	106,050	
	入場料等 徴収額501 円以上及 び営利営 業行為	平日	37,000	52,000	63,000		入場料金が 500円を超え る場合の使 用料	平日	27,300	42,000	52,500	106,050	
		土曜	46,000	64,000	76,000			土曜	27,300	84,000	106,050	195,300	
		日・祝	52,000	70,000	84,000			日・祝	52,500	84,000	106,050	207,900	
	区 分	9:00 ~ 16:30	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	(9:00 ~ 21:30)	延長時間は1時間ごとに基本料金の30%。冷暖房を使用 するときは1時間につき4,200。 準備使用の場合は基本料金の30%。							
	入場料等 徴収額100 円以下無 料及び非 営利営業 行為	平日	44,500	57,500	70,000		区 分 (展 示 場)	非 営 利	展 示 会 等 営 利 目 的				
		土曜	55,000	70,000	86,000					平 日	9:00 ~ 19:00	12,600	42,000
		日・祝	61,000	77,000	96,000					土・日・祝		25,200	84,000
入場料等 徴収額101 円から500 円	平日	66,750	86,250	105,000									
	土曜	82,500	105,000	129,000									
	日・祝	91,500	115,500	144,000									
入場料等 徴収額501 円以上及 び営利営 業行為	平日	89,000	115,000	140,000									
	土曜	110,000	140,000	172,000									
	日・祝	122,000	154,000	192,000									
*入場料等徴収額は、最高の入場料													

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)										各項目の調整方針											
	一 宮 市				尾 西 市			木 曾 川 町														
社会教育施設	一宮市民会館(続き)				南部公民館			中央公民館(町役場2階)														
	区 分	9:00 ~ 12:30	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00	(17:30 ~ 21:30)	区 分	9:00 ~ 17:00 (4時間以内)	17:00 ~ 21:00 (4時間以内)	区 分	午 前	午 後	夜 間										
	非 営 利 営 業 行 為	大会議室	4,000	4,000	5,400		学 習 室 2	1,580	2,100	講 堂	940	1,260	1,260									
		中会議室	1,300	1,300	1,700		学 習 室 3	2,100	2,730		研 修 室 A 研 修 室 B 和 室 実 習 室 集 会 室	310	400	400								
		小会議室	600	600	1,000		視 聴 覚 室	2,100	2,730													
		主催者 控 室	600	600	1,000		会 議 室	1,580	2,100													
		屋 外 展 示 場	2,100	2,100	2,100	和 室 1	1,050	1,370														
						和 室 2	1,050	1,370														
	専 用 駐 車 場	2,100	2,100	2,100		料 理 実 習 室	2,100	2,730	区 分	昼 間					昼 夜 間							
	営 利 営 業 行 為	大会議室	8,000	8,000	10,800		体 育 室	3,680	5,880	講 堂	1,890	2,830										
		中会議室	2,600	2,600	3,400		会 議 室 兼 実 習 室 (1)	1,260	1,680	研 修 室 A 研 修 室 B 和 室 実 習 室 集 会 室	630	940										
		小会議室	1,200	1,200	2,000		会 議 室 兼 実 習 室 (2)	1,260	1,680													
		屋 外 展 示 場	4,200	4,200	4,200	(1)体育室についてはスポーツとして使用する場合に限り 2時間単位可。この場合の使用料は1/2の金額。 (2)体育室の冷暖房は1時間につき2,550円。 (3)体育室を個人使用する場合は、高校生以上1人160円、 中学生以下1人70円。 (4)料理実習室の調理台は、1台につき1時間160円。																
	区 分					9:00 ~ 16:30	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	(9:00 ~ 21:30)													
	非 営 利 営 業 行 為	大会議室	8,000	9,400	13,400		設 備 ・ 器 具	使 用 料														
		中会議室	2,600	3,000	4,300		バレーボール	1面1回につき(2時間)	210円													
		小会議室	1,200	1,600	2,200		バトミントン	1面1回につき(2時間)	110円													
		主催者 控 室	1,200	1,600	2,200		卓 球	1台1回につき(2時間)	110円													
		屋 外 展 示 場	4,200	4,200	6,300																	
						拡 声 装 置	一式(2時間)		420円													
	専 用 駐 車 場	4,200	4,200	6,300																		
	営 利 営 業 行 為	大会議室	16,000	18,800	26,800																	
		中会議室	5,200	6,000	8,600																	
		小会議室	2,400	3,200	4,400																	
		屋 外 展 示 場	8,400	8,400	12,600																	
1.使用時間の()内は6~8月の使用時間。 2.使用時間延長の場合は、別に時間について使用料の40%に相当する額を加えた額とし、30分以上は1時間とみなす。 3.物品の展示又は販売を目的とする場合は、市内利用者3倍、その他のものは4倍の額。																						
北公民館 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>昼 間</th> <th>昼 夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>310</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>630</td> <td>940</td> </tr> </tbody> </table> 午 前 8:30~12:00 午 後 13:00~17:00 夜 間 18:00~21:30 昼 間 8:30~17:00 昼 夜 間 8:30~21:30 冷暖房期間中は当該区分使用料に1割5分を加算した額													午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜 間	310	400	400	630	940
午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜 間																		
310	400	400	630	940																		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)						各項目の調整方針	
	一 宮 市			尾 西 市				
社会 教育 施設	地域文化広場(プラネタリウム館)			尾西文化会館				
	区 分	個 人	団体(30人以上 1人につき)	区 分 (平日)	9:00～17:00 (4時間以内)	17:00～21:00 (4時間以内)		21:00～22:00 (水曜日のみ)
	大 人	60	40	講 堂	4,620	5,990		1,500
	小人(中学生以下)	30	20	第1会議室	1,050	1,160		290
	土曜学校休業日は中学生以下無料。			第2会議室	1,470	1,890		470
				第3会議室	1,160	1,470		370
				第4会議室	1,050	1,160		290
	地域文化広場(有隣会館)			日 本 間	630	1,050		260
	区 分	9:00～12:30	13:00～16:30	区 分 (日曜日及 び祝日)	9:00～17:00 (4時間以内)	17:00～21:00 (4時間以内)		
	美 術 室	900	900	講 堂	5,360	7,040		
	工 作 室	900	900	第1会議室	1,050	1,160		
	音 楽 室	1,500	1,500	第2会議室	1,470	1,890		
	作 法 室	1,100	1,100	第3会議室	1,160	1,470		
	ききょうの間	1,100	1,100	第4会議室	1,050	1,160		
	第1研修室	1,600	1,600	日 本 間	630	1,050		
	第2研修室	1,100	1,100	勤労婦人センター(料理講習室)については、ガス代のみ1台1時間140。				
	大 研 修 室	5,500	5,500					
	持ち込み器具 (1kw未満)	1台 150	1台 150					
	地域文化広場(銀河の家)							
	名 称	単 位	金 額					
	白鳥・天馬	1団体1休憩 午前・午後各1室	600					
		1人1泊	100					
	固形燃料	1個	600					
布団・シーツ	1人	600						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)										各項目の調整方針		
	一 宮 市				尾 西 市				木 曾 川 町				
社会教育施設	博物館				尾西市三岸節子記念美術館								現行どおりとする。ただし、観覧料の減免規定・無料扱いについては一宮市の制度に合わせる。
	区 分	午前	午後	午前・午後	区 分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00					
	特別展示室	3,100	3,600	6,700	一般展示室	10,500		-					
	講座室	3,000	3,500	6,500	講義室	2,630	3,410						
	和室	2,000	2,400	4,400	実習・展示室	2,100	2,730						
	屋外展示場	900	1,100	2,000									
	利用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、所定の使用料の当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。使用料とは別に当日利用者人員分の観覧料が必要。				利用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、所定の使用料の当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。								
	観覧料	個人	団体	9:30~17:00	観覧料	個人	団体						
	一般	200	160	(なお入館は16:30まで)	常設展	一般	320	1人につき個人に係る所定の観覧料の8割に相当する額					
	高校生・大学生	100	80		特別展	一般	市長の定める額						
小・中学生	50	40		特別展	高校生・大学生	市長の定める額							
団体料金は20人以上。市内の小中学生は平成15年7月1日から無料(特別展開催中は除く)。土曜日は小・中学生無料。ただし、学校長期休業中、及び土日が祝日にあたる場合は除く。満65歳以上で、一宮市発行の「老人医療費受給者証」あるいは「シルバー優待証明カード」持参の方は無料。				団体料金は20人以上。									
その他											合併時に廃止する。		
	役場												
	区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間							
	会議室	1,050	1,360	1,360	2,100	3,150							
午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00 夜間 18:00~21:00 昼間 9:00~17:00 昼夜間 9:00~21:00													
住民以外の者(使用者の半数以上が住民以外の者である場合を含む。)の使用にかかる使用料は5割増。冷暖房期間中は3割増。													

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い						
項目	手 数			料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	
所得証明	1通	200	1枚	200	1通	200	2市1町同じであるため現行どおりとする。 ただし、納税証明書発行手数料の取扱いは合併時に一宮市及び尾西市に合わせる。 現行：一宮市(1年度1税目) 尾西市(1年度1税目) 木曽川町(1年度)
課税証明	1通	200	1枚	200	1通	200	
非課税証明	1通	200	1枚	200	1通	200	
納税証明	1通	200	1枚	200	1通	200	
法人市民税納税証明	1通	200	1枚	200	1通	200	
法人の所在地兼事業証明	1通	200	1枚	200	1通	200	
軽自動車納税証明(車検用)		無料		無料		無料	
臨時運行許可申請	1両	750	1両	750	1両	750	
標識紛失による再交付	1枚	100	1枚	250	1枚	200	
土地所有証明							合併時に一宮市の制度に合わせる。 現行：一宮市(1通 5件) 尾西市(1枚 4件) 木曽川町(1通 1名義人ごと)
物件証明(土地・家屋)	1通	200	1枚	200	1通	200	
評価証明(土地・家屋)							
課税証明(土地・家屋)							
評価通知(土地・家屋)	1通	無料	1枚	無料	1通	無料	2市1町同じであるため現行どおりとする。
住宅用家屋証明	1件	1,300	1件	1,300	1件	1,300	合併時に一宮市の制度に合わせる。
課税台帳兼名寄帳閲覧	1名義	200	1枚	200	1名義	200	
土地(閲覧)台帳閲覧	丁目・小字	200	丁目・小字	200	1小字	200	
地籍図(公図)閲覧	丁目・小字	200	1件	200	1枚	200	
地籍図(公図)複写	1枚	200	1件	200	1枚	200	
確定申告用固定資産課税調査票		無料		無料		無料	
その他市県民税及び固定資産税に係る証明願	1件	200	1件	200	1件	200	
消防法の規定に基づく手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく						2市1町同一の金額であるため現行どおりとする。
指定数量未滿のタンクの水張検査または水圧検査手数料	1基	6,000	1基	4,000	1基	6,000	合併時に一宮市及び木曽川町の制度(料金)に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
	山県市	H15.4.1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	新居浜市	H15.4.1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	田原市	H15.8.20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方(算定基準など)や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点(バランス)も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第18号 17 補助金、交付金等の取扱い >

平成15年11月26日

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針(案)	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 防犯灯補助	防犯灯の新設・維持費の補助 <新設>～定額補助 蛍光灯 12,000円/箇所 水銀灯 17,000円/箇所 等 <維持費>～定額補助 白熱灯・蛍光灯(20W未満) 1,080円 水銀灯・蛍光灯(20W以上) 1,490円 (14年度実績) 新設補助計 437灯、4,387千円 維持費補助計 14,563灯、21,723千円 街路灯維持費補助計 497灯、991千円 補助額合計 27,101千円	防犯灯の新設・補修費の補助 <新設>～補助率1/2 白熱灯・蛍光灯 22,000円限度/箇所 水銀灯 30,000円限度/箇所 <補修>～補助率1/4 10,000円限度/箇所 防犯ベル、サイレンの設置費補助 補助率1/4 50,000円限度 防犯及び交通安全器具・装具の購入費補助 補助率1/3 10,000円限度 (14年度実績) 新設補助計 67灯、1,291千円 補修等なし	防犯灯の新設費の補助 ・設置費の60%を補助 (18,000円を限度) (14年度実績) 補助額計 38灯、600千円	一宮市の制度を適用するものとする。
2. 奨学金制度	一宮市奨学資金支給制度 趣旨 一宮市立中学校を卒業し、高等学校に入学し又は在学する者で、学習能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給する。 対象となる生徒 ・市内に住所を有する者 ・学力優秀、品行方正、身体強健な者 ・経済的な理由により就学困難な者 ・出身中学校長又は在学学校長が推薦した者 奨学金の額	1 尾西市オーシマ奨学資金支給制度 趣旨 尾西市立中学校を卒業し、高等学校に入学し又は在学する者で、学習能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給する。 対象となる生徒 ・市内に住所を有する者 ・学力優秀、品行方正、身体強健な者 ・経済的な理由により就学困難な者 ・出身中学校長又は在学学校長が推薦した者 奨学金の額	奨学金制度なし	合併後2年以内に調整するものとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
	<p>1人月額 5,000円（年額60,000円）</p> <p>現況 現在24人受給中</p> <p>財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 一宮市貴船2丁目8番10 宅地 311.49㎡ 一宮市貴船2丁目8番24 宅地 479.83㎡ <ul style="list-style-type: none"> ・現金 10,009千円 	<p>1人年額 100,000円</p> <p>現況 現在8人受給中</p> <p>財産</p> <p>基金残高 30,779千円</p> <p>2 木全育英資金支給制度</p> <p>趣旨 学校教育法第52条に定める大学に在籍する者のうち、特に優秀であり、経済的理由により就学困難と認められる者に対して奨学金を支給する。</p> <p>対象となる生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・学力優秀、品行方正、身体強健な者 ・経済的な理由により就学困難な者 ・出身高等学校長が推薦した者 <p>奨学金の額 1人年額 200,000円</p> <p>現況 現在6人受給中</p> <p>財産</p> <p>基金残高 34,719千円</p>		
2 . 私立高等学校等 授業料助成事業	<p>私立高等学校等授業料助成事業</p> <p>1 趣旨 私立高等学校等に在学している生徒の授業料を負担している者に対し、助成金を交付する。</p> <p>2 授業料の助成を受けられる要件 生徒が10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること</p>	<p>私立高等学校等授業料助成事業</p> <p>1 趣旨 私立高等学校等に在学している生徒の授業料を負担している者に対し、助成金を交付する。</p> <p>2 授業料の助成を受けられる要件 生徒が10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること</p>	<p>私立高等学校等授業料補助金交付事業</p> <p>1 趣旨 私立高等学校等に在学している生徒の授業料を負担している者に対し、補助金を交付する。</p> <p>2 授業料の助成を受けられる要件 生徒が10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること</p>	<p>助成の要件は一宮市に合わせ、助成金額については、木曽川町の制度に合わせる。（所得制限はなし）</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校(通信制課程を除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) ・愛知朝鮮中高級学校(高級部に限る) <p>現に授業料を負担している方が、10月1日現在一宮市に住所を有していること</p> <p>3 助成金額 生徒1人当たり 年額8,000円 (所得制限なし)</p> <p>4 平成14年度実績 1,637名 (13,096千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校(通信制課程を除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) <p>現に授業料を負担している方が、10月1日現在尾西市に住所を有していること</p> <p>3 助成金額 生活保護法に定める保護世帯及び当該年度の市民税が均等割のみの世帯 生徒1人当たり 年額12,000円</p> <p>当該年度の市民税の課税総所得金額が500万円以下の世帯 生徒1人当たり 年額6,000円</p> <p>4 平成14年度実績 163名 (1,182千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校(通信制課程を除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) <p>現に授業料を負担している方が、10月1日現在木曾川町に住所を有していること</p> <p>3 助成金額 生徒1人当たり 年額10,000円 (所得制限なし)</p> <p>4 平成14年度実績 182名 (1,820千円)</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項目	一宮市	(千円)	尾西市	(千円)	木曾川町	(千円)
総務・選挙	一宮市各種学校等助成金	50				
税務	納税組合事務費補助金	4,754	納税組合長報奨費	3,632	納税組合助成金	18,240
企画	市民憲章推進協議会補助金	2,970	市民憲章推進協議会交付金	1,000	防犯連絡所電灯料補助金	18
	地域交通安全会補助金	2,903	地区防犯交通委員会活動助成金 尾西市防犯交通協会より	1,347	防犯交通安全推進協会支部交付金	528
	防犯灯補助金	27,101	防犯灯補助金 尾西市防犯交通協会より	1,291	防犯灯設置費補助金	600
	一宮市地域活動用掲示板設置補助金	697				
	地域集会施設建設補助金	41,283	地区公民館建設等補助金	17,133		
	カンガルークラブ助成金 愛知県交通安全協会一宮支部より	79	同左	0	カンガルークラブ補助金	430
	町内会関係事業 報償費(33,728)、手数料(44,088) 交付金(24,260)	102,076	町内会関係事業(委託料)	23,665	町内会関係事業 報償費(5,983)、交付金(11,216)	17,199
	議会				政務調査費交付金	884
学校教育	一宮スポーツ文化センター補助金	125,287				
	特殊学級児童宿泊学習補助金	660	特殊教育校外活動事業(委託料)	160		
	特殊学級生徒宿泊学習補助金	468				
	特殊学級小中学校合同運動会補助金	150				
	体育大会出場旅費補助金	1,568	児童生徒競技大会等派遣交付金	3,108	選手派遣旅費事業(旅費)	1,099
	小学校選手権大会移送用タクシー料金支払い	628				
	市学校保健会補助金	681	中小学校保健会負担金	169	学校保健会事業 報償費(27)、需用費(143) 役務費(65)、負担金(29)	264
	一宮市学校給食会補助金	31,987				
中学生海外派遣旅費	6,916	中学生海外派遣事業交付金	2,430			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)			
学校教育	私立高等学校等授業料助成金	13,096	私立高等学校授業料補助金	1,182	私立高等学校等授業料補助金	1,820
	奨学資金交付金	1,440	木全育英資金交付金 オーシマ奨学資金交付金	1,200 800		
社会教育	P T A 連絡協議会補助金	140	社会教育事業参加者補助金	84	郡 P T A 連絡協議会補助金	194
	芸術文化振興補助金	101				
			市民オーケストラ補助金	150		
	地域女性団体奨励補助金	1,488			婦人会育成事業(委託料)	60
					婦人会補助金	10
	女性グループ団体補助育成事業補助金	187				
	新成人の集い運営交付金	1,497	新成人の集い実行委員会(食糧費のみ)	43		
	地域学校外活動推進事業補助金	1,275				
	スカウト活動育成補助金	70				
	青年 O B 連盟補助金	100			青年ボランティアの会補助金	360
			文化団体備品購入費補助金	335		
			文化関係出版物奨励補助金	0		
	郷土史関係出版奨励事業補助金	157				
	一宮子ども文化広場補助金	190,600				
	地域青少年育成会活動助成金	1,500	児童生徒を育てる会助成金	150		
	文化財保護事業補助金	2,642	文化財保護事業(委託料)	600	文化財保護事業補助金	133
	民族芸能伝承保存事業補助金	260				
	文化団体協議会(県文連委託料除く)	4,505	文化協会事業(委託料)	1,950	文化協会補助金	150
				芸能祭(県文連委託料除く)	300	
一宮市国際交流協会補助金	3,100					
連区運動会等	4,278	地区市民体育祭補助金	3,000	体育祭区負担金	810	
体育教育	いちのみやタワーパークマラソン運営補助金	3,000	尾西シティーマラソン補助金 平成11年度実績(5年に1回のため)	1,595	木曾川町健康ジョギング大会 賃金(98)、報償費(669)、食糧費(113)消耗品費(133)、印刷製本費(222) 役務費(73)、委託料(16) 自動車賃借料(99)、器具賃借料(59)	1,482
消防	県消防操法大会応援事業 自動車賃借料(71)、器具賃借料(51) 食糧費(45)	167	県消防操法大会出場分団応援者助成金	100	県消防操法大会応援事業 自動車賃借料(120)、器具賃借料(50) 食糧費(200)、被服等(90) 平成13年度実績(3年に1回のため)	460

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曽川町 (千円)			
消 防	消防操法大会訓練事業(費用弁償)	720	消防操法大会訓練助成金	800	消防操法大会訓練事業(費用弁償)	1,320
			消防団ラッパ隊訓練助成金	120		
	消防団運営補助金	1,020				
	消防団家族研修会事業 食糧費(964)、会場使用料(39) 器具賃借料(16)	1,019	消防団分団家族慰安事業助成金	700	消防団員福利厚生費	738
			自主防災組織訓練等補助金	2,097		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名 さいたま市	合併期日 H13.5.1	<p style="text-align: center;">調 整 方 針</p> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	市町村名 廿日市市	合併期日 H15.3.1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>
	市町村名 山県市	合併期日 H15.4.1	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	市町村名 新発田市	合併期日 H15.7.7	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	納税関係事業			
調整方針(案)	(1) 尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。 (2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。 (3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。 (4) 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、将来的には廃止の方向で検討するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 督促	1 納期限後20日以内に督促状を発送 2 督促手数料 徴収していない。	1 納期限後20日以内に督促状を発送 2 督促手数料 100円	1 納期限後20日以内に督促状を発送 2 督促手数料 50円	尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。
2. 納期前納付報奨金	1 交付率 前期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	1 交付率 前期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	1 交付率 前期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	2市1町同一のため、現行のとおりとする。
3. 口座振替	口座振替金融機関 愛知銀行、信用組合愛知商銀、愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、大垣信用金庫、岐阜銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、中央三井信託銀行、中京銀行、朝銀中部信用組合、東海労働金庫、名古屋銀行、尾西信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、U F J 銀行、りそな銀行 (郵便局も可)	口座振替金融機関 愛知銀行、愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、中京銀行、東海労働金庫、名古屋銀行、尾西信用金庫、U F J 銀行 (郵便局も可)	口座振替金融機関 愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、尾西信用金庫、U F J 銀行、(郵便局も可)	一宮市の制度に合わせる。
4. 納税組合	1 納付率 納期限内納付税額の割合が95%以上 2 組合数 53組合 3 補助金額 組員1人につき年間1,000円 (10人以上の組合)	1 納付率 事務費として支給 2 組合数 204組合 3 事務費 均等割・枚数割	1 納付率 納付率に応じて交付 100% 納税額の0.6% 95%以上100%未満 0.5% 90%以上95%未満 0.4% 80%以上90%未満 0.3% 通知書割 1枚50円 2 組合数 76組合	一宮市のみ現行どおり実施するが、将来的には廃止の方向で検討するものとする * 尾西市、木曾川町は15年度に納税組合のあり方について検討予定

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	コミュニティ施策			
調整方針(案)	1. 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。 2. 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 町内会関係事業	1 町内会等の組織 町内会組織 522町内会(町会長) 1町内会当たりの平均人口 540人 1町内会当たりの平均世帯数 184世帯 (H.15.5.1現在の人口282,029人、 世帯数96,221世帯)	1 町内会等の組織 町内会組織 232町内会(総代) 1町内会当たりの平均人口 254人 1町内会当たりの平均世帯数 84世帯 (H.15.5.1現在の人口58,864人、 世帯数19,557世帯)	1 町内会等の組織 町内会組織 84町内会(町内会長) 1町内会当たりの平均人口 382人 1町内会当たりの平均世帯数 130世帯 (H.15.5.1現在の人口32,126人、 世帯数10,894世帯)	町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。
	区組織 なし	区組織 51区(区長は総代以外から選任) 1区当たりの平均人口 1,154人 1区当たりの平均世帯数 383世帯 1区当たりの平均町内会数 5町内	区組織 10区(区長は町内会長以外から選任) 1区当たりの平均人口 3,213人 1区当たりの平均世帯数 1,089世帯 1区当たりの平均町内会数 8町内	
	連区組織 16連区(連区代表者は町会長の中から選任) 1連区当たりの平均人口 17,627人 1連区当たりの平均世帯数 6,014世帯 1連区当たりの平均町内会数 33町内	連区組織 なし	連区組織 なし	
	2 依頼事務 市広報等の文書の配布、市政に必要な施策、一般事務及び調査への協力	2 依頼事務 区民の意見取りまとめ、防犯・交通市広報等連絡事務、調査への協力、各種募金等	2 依頼事務 町広報誌等文書の配布	
	3 報償費・手数料・交付金・委託料 町会長への報償費等 ・連区事務研究報償費 (25,000円/町内会) ・町内会事務研究報償費 (均等割27,000円、100世帯を超える1世帯につき世帯割100円) ・町内会事務手数料(広報配布480円/部) ・町内会運営交付金(270円/加入世帯) *14年度実績 100,156千円	3 報償費・手数料・交付金・委託料 総代への事務委託料 均等割(29,350円) 世帯割(353円) *14年度実績 13,618千円	3 報償費・手数料・交付金・委託料 町内会長への事務謝礼 ・事務謝礼(540円/世帯) ・町内会交付金(1,200円/世帯) *14年度実績 16,264千円	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	区長への委託料・報償費 区長制度なし	区長への委託料・報償費 区長事務委託料 均等割(98,500円) 世帯割(257円)	区長への委託料・報償費 事務謝礼(100円/世帯)	
		*14年度実績 10,047千円	*14年度実績 935千円	
	連区代表者への交付金 連区代表者研究報償費 (120,000円/連区代表者) *14年度実績 1,920千円	連区代表者への交付金 連区制度なし	連区代表者への交付金 連区制度なし	
	報償費・手数料・交付金・委託料の総額 102,076千円	報償費・手数料・交付金・委託料の総額 23,665千円	報償費・手数料・交付金・委託料の総額 17,199千円	
2. 地域集会施設建設補助事業	< 地域集会施設建設補助事業 > 地域住民の集会の用に供する集会施設の建設経費の一部を補助 工事費の1/2 限度額(世帯数による) 新築・取得 7,000千円～10,000千円 増改築 3,500千円～5,000千円 改 造 2,000千円 14年度実績 41,283千円 (新築4、増改築5)	< 地区公民館建設等補助金 > 地区公民館の新築、増改築、備品購入等に要する経費の一部補助 新築・増改築・修繕 費用の1/2以内 (5,000千円を限度) 備品購入費 費用の1/2以内 (1,000千円を限度) 管理運営費 費用の1/2以内 (300千円を限度) 平成16年度末で廃止 14年度実績 17,133千円 (新築2、修繕15、備品購入費補助等)		一宮市の制度に合わせる。
3. 地域活動用掲示板設置補助事業	< 地域活動用掲示板設置補助事業 > 町内会の設置する掲示板設置経費の1/2を補助(30,000円を限度) 14年度実績 697千円(25箇所)	該当事業なし * 掲示板については、すべて市が設置管理している。(市内254か所)	該当事業なし * 町で設置・管理している掲示板なし	一宮市の制度に合わせる。 なお、尾西市の既設の掲示板の管理については、町内会へ移管するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3．指定金融機関等	<p>1．指定金融機関 UFJ銀行一宮支店</p> <p>2．指定代理金融機関 なし</p> <p>3．収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、中央三井信託銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、信用組合愛知商銀、朝銀中部信用組合、東海労働金庫、愛知西農業協同組合 以上18行。</p>	<p>1．指定金融機関 UFJ銀行尾西支店</p> <p>2．指定代理金融機関 なし</p> <p>3．収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、中央三井信託銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合 以上15行。 15行の本・支店を指定。</p>	<p>1．指定金融機関 UFJ銀行木曾川支店</p> <p>2．指定代理金融機関 なし</p> <p>3．収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合、以上14行。 *納期限内分のみ郵便局でも取扱い可。</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。また、郵便局での納期内分の取り扱いについては、新市で検討する。</p>
4．個人情報保護制度	<p>一宮市個人情報保護条例</p> <p>1 施行日 平成12年10月1日</p> <p>2 内容 自己情報の開示請求 訂正請求・削除請求など</p> <p>14年度実績 自己情報の開示請求10件</p>	<p>尾西市個人情報保護条例</p> <p>1 施行日 平成10年10月1日</p> <p>2 内容 自己情報の開示請求 訂正請求・削除請求など</p> <p>14年度実績 自己情報の開示請求 なし</p>		<p>一宮市の制度に合わせる。</p>
5．情報公開制度	<p>一宮市情報公開条例</p> <p>1 施行日 H.12.8.1 平成14年度実績 全部公開 16件 部分公開 94件</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>尾西市情報公開条例</p> <p>1 施行日 H13.7.1 平成14年度 部分公開 3件</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>木曾川町情報公開条例</p> <p>1 施行日 H.13.4.1 14年度実績 全部公開 3件</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。</p>